

No.

土木工事標準積算基準書

令和2年10月

令和3年5月 一部改定（第1回）

山梨県 県土整備部

所属	
氏名	

工 種	直接工事費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>示し、所属長から見積依頼を行う。(参考様式を参照) ③実勢価格が明らかな資材の見積価格により、各社ごとに査定率を算出し、見積りに乗じた価格(査定価格)の平均値を設計単価とする。なお、決定額の有効桁は3桁とし、1円未満は切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">査定価格=見積価格×査定率</p> <p style="text-align: center;">※ 査定率= $\frac{\text{類似品の実勢価格}}{\text{類似品の見積価格}}$ (査定率 ≤ 1.00)</p> <p style="text-align: center;">※査定率は1以下、1を超える場合は1とする。</p> <p>(ロ) 類似品が無い場合においては、見積価格の平均値を設計単価とする。なお、決定額の有効桁は3桁とし、1円未満は切り捨てるものとする。また、この場合においても原則として見積りを3社以上から徴収する。</p> <p>2 歩 掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。 土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。 見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。 なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。</p> <p>3 労 務 費 労務費は、工事を施工に必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。</p> <p>(2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価 次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯(8h~17h)を超えて、作業を計画する場合は以下とする。 (イ) 深夜時間(22h~5h)については、深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)とする。 (ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯(8h~17h)を超えた時間帯は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)とする。 なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(8h)+休息時間(1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h~5h)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。</p> <p>ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。【例-1】、【例-2】</p> <p>3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8h~17h)をはずして作業を計画する場合は、次による。【例-3】 (イ) 所定労働時間内で17h~20h及び、6h~8hにかかる時間帯は、基準額とする。 (ロ) 所定労働時間内で20h~6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。 ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。</p> <p style="text-align: center;">I-2-①-2</p>	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">記載の変更</p>
	<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
	<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
積算上の注意事項			

工 種	直接工事費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	
現	行	改	正
<p>(4) 休日作業の労務単価 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。</p> <p>【例-1】</p> <p>α : 構成比 ▨ : 休憩</p> <p>【例-2】</p> <p>【例-3】</p> <p>I-2-①-3</p>		備 考	
		<p>(4) 休日作業の労務単価 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。<u>その内深夜部分(22h~5h)にかかる時間帯は、深夜割増(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。</u> 法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。</p> <p>現行どおり</p>	記載の変更
積算上の注意事項			

工 種	間接工事費(共通仮設費)
-----	--------------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
	現 行	改 正	
	<p>② 間接工事費</p> <p>1. 総 則 この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">間接工事費</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;">共通仮設費</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;">現場管理費</div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 運 搬 費 — 準 備 費 — 事業損失防止施設費 — 安 全 費 — 役 務 費 — 技 術 管 理 費 — 営 繕 費 </div> </div> <p>2. 共 通 仮 設 費</p> <p>(1) 工種区分 共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。</p> <p>1) 工種区分は、工事名にとられることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法 共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておくものとする。</p> <p>1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>対象額 (P)</p> <p>= 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含まない。</p> <p>a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費</p> <p>b. 上記aを支給する場合の支給品費</p> <p>c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む。)</p> <p>d. 大型標識柱「<u>オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式、シャ音壁支柱、鋼製砂防堰堤、鋼製スリット堰堤、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)</u></p> <p>(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。</p> <p>ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含まないものとする。</p> <p>また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含まない。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{無償貸付機械と同機種、同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-1</p>	<p>② 間接工事費</p> <p>1. 総 則 この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">間接工事費</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;">共通仮設費</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;">現場管理費</div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 運 搬 費 — 準 備 費 — 事業損失防止施設費 — 安 全 費 — 役 務 費 — 技 術 管 理 費 — 営 繕 費 </div> </div> <p>2. 共 通 仮 設 費</p> <p>(1) 工種区分 共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。</p> <p>1) 工種区分は、工事名にとられることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法 共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておくものとする。</p> <p>1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>対象額 (P)</p> <p>= 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含まない。</p> <p>a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費</p> <p>b. 上記aを支給する場合の支給品費</p> <p>c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む。)</p> <p>d. 大型標識柱「<u>オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式、シャ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼製スリット堰堤、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)</u></p> <p>(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。</p> <p>ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含まないものとする。</p> <p>また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含まない。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{無償貸付機械と同機種、同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)</p>	記載の変更
積算上の注意事項			

工 種	間接工事費(共通仮設費)
-----	--------------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正	現 行	備 考																								
現	行	改	正	備 考																								
<p>(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハンク式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤(鋼管フレーム、バットレス型)、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。(t当り製作単価として取扱う場合)。</p> <p>(ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費(再資源化施設の入受費を含む) 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>		区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	<p>(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハンク式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤(鋼管フレーム、バットレス型)の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。(t当り製作単価として取扱う場合)。</p> <p>(ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費(再資源化施設の入受費を含む) 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>		区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	記 載 の 変 更
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合																										
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																										
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																										
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																										
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合																										
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																										
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																										
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																										
積 算 上 の 注 意 事 項																												

工 種	間接工事費(共通仮設費)
-----	--------------

改正理由	一部改正	改 正	
		現 行	

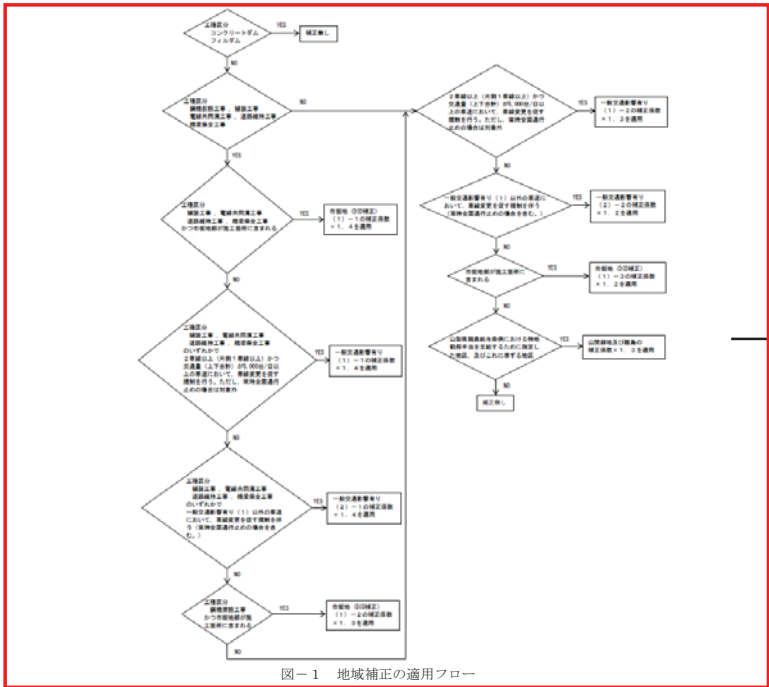
現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

工種区分	工 種 内 容
舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く
共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集 排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗装工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事
下水道工事	(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)

工種区分	工 種 内 容
舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く
共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集 排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗装工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事
下水道工事	(1) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
	(4) 下水道に関する工事において、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)



積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
	<p style="text-align: center;">現 行</p>  <p style="text-align: center;">図-1 地域補正の適用フロー</p>	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">削除</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">記載の変更</p>
積算上の注意事項	<p>ロ) 共通仮設費(率分)の計算 共通仮設費(率分)＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表～第5表)による。 なお、補正係数を乗じる場合は、Krの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) その他 イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。 ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-7</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p style="text-align: center;">記載の変更</p>

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 <hr/> 現行																																																																																																																																																																																																														
現 行		改 正																																																																																																																																																																																																														
<p>別表第1 共通仮設費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第1表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td></td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第2表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td></td> <td>27.32</td> <td>7,050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第3表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td></td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td></td> <td>9.05</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-8</p>		工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79	工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76	<p>別表第1 共通仮設費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第1表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td></td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td></td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> <tr style="border: 2px solid red;"><td>下水道(4)工事</td><td></td><td style="border: 2px solid red;">10.24</td><td style="border: 2px solid red;">330.0</td><td style="border: 2px solid red;">-0.2225</td><td style="border: 2px solid red;">3.28</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>		工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50	下水道(4)工事		10.24	330.0	-0.2225	3.28	記載の変更
工種区分	対象額 適用区分			600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																									
				下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																									
		A	b																																																																																																																																																																																																													
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																											
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																											
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																											
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																											
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																											
P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																											
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																											
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																											
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																											
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																																											
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																																											
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																											
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																											
			A	b																																																																																																																																																																																																												
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																																																																											
工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																											
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																											
			A	b																																																																																																																																																																																																												
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																																																																											
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																																																																											
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																											
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																											
			A	b																																																																																																																																																																																																												
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																																																											
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																																																											
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																																																											
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																																																											
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																																																											
P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																																																											
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																																																											
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																																																											
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																																																											
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																																																											
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																																																											
下水道(4)工事		10.24	330.0	-0.2225	3.28																																																																																																																																																																																																											
積算上の注意事項																																																																																																																																																																																																																

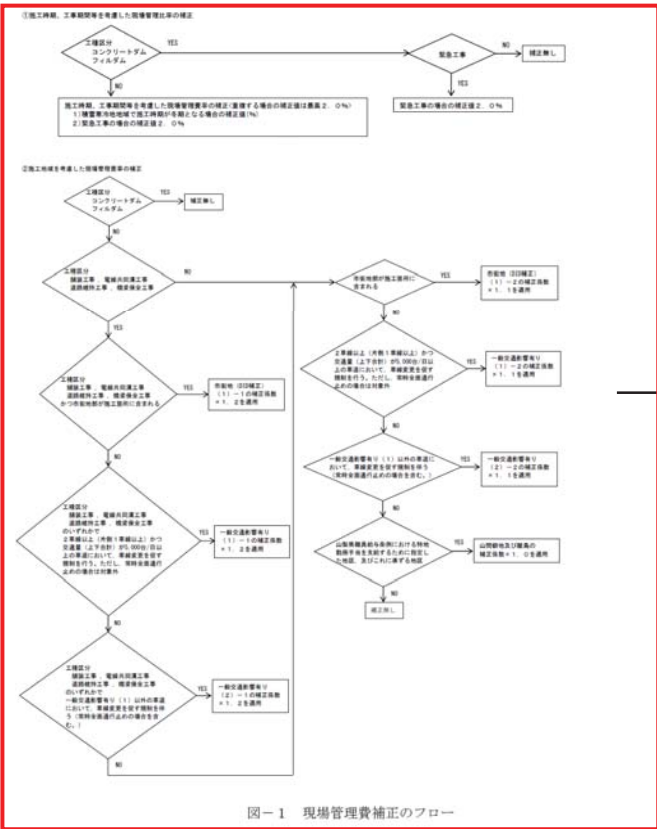
改正理由	一部改正	改正 現行																																																																															
現	行	改	正																																																																														
<p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table>		工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	<p>現行どおり</p>	<p>第5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>12.29</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	<p>記載の変更</p>
工種区分	対象額 適用区分			1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																										
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																												
			A	b																																																																													
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																												
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																												
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																												
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																												
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																												
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																												
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																												
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																												
			A	b																																																																													
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02																																																																												
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																												
<p>(3) 算定式 $K_r = A \cdot P^b$ ただし K_r : 共通仮設費率(%) P : 対象額(円) $A \cdot b$: 変数値 注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>		<p>現行どおり</p>																																																																															
I-2-②-9																																																																																	
積算上の注意事項																																																																																	

工 種	現場管理費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																																																																																																	
現	行	改 正	備 考																																																																																																																	
<p>ロ) 緊急工事の場合 緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表~第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正) (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="4">1.1</td> <td rowspan="4">4</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">市街地(DID補正) (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">一般交通影響有り (2)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>山梨県職員給与条例における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			市街地(DID補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地(DID補正) (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	山梨県職員給与条例における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5	<p>現行どおり</p> <p style="text-align: center;">表-3 地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正) (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>電線共同溝工事</td> <td rowspan="4">一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="4">1.1</td> <td rowspan="4">4</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">市街地(DID補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">一般交通影響有り (2)-2</td> <td>電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">市街地(DID補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>山梨県職員給与条例における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>現行どおり</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			市街地(DID補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.2	1	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	市街地(DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	市街地(DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	山梨県職員給与条例における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6	<p>記載の変更</p>
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																																
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																		
市街地(DID補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																																																
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.2	1																																																																																																																
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																																																																																
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
市街地(DID補正) (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																																
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.1	3																																																																																																																
一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																																																																																
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	山梨県職員給与条例における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																																																																																
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																																
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																		
市街地(DID補正) (1)-1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																																																
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
一般交通影響有り (1)-1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.2	1																																																																																																																
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
一般交通影響有り (2)-1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																																																																																
	道路維持工事																																																																																																																			
	舗装工事																																																																																																																			
	橋梁保全工事																																																																																																																			
市街地(DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																																
一般交通影響有り (1)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	1.1	3																																																																																																																
一般交通影響有り (2)-2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																																																																																
市街地(DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																																																
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	山梨県職員給与条例における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6																																																																																																																
積算上の注意事項																																																																																																																				

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行	
------	------	-----------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----



→ 削除

記載の変更

- 3) その他
- イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)及び2)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。
 - ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

} 現行どおり

I-2-②-39

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改 正	
		現 行	

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

別表第2 現場管理費率

第1表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	43.20	1,270.0	-0.2145	14.90
河川・道路構造物工事	42.50	457.7	-0.1508	20.11
海岸工事	27.72	113.6	-0.0895	17.78
道路改良工事	33.65	86.9	-0.0602	24.96
鋼橋架設工事	48.12	302.3	-0.1166	26.98
P C 橋工事	30.73	120.5	-0.0867	19.98
舗装工事	40.32	667.7	-0.1781	16.66
砂防・地すべり等工事	45.49	1,362.7	-0.2157	15.60
公園工事	42.43	385.5	-0.1400	21.18
電線共同溝工事	60.30	2,406.6	-0.2339	18.89
情報ボックス工事	53.99	1,690.4	-0.2185	18.26

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	64.94	1,622.9	-0.2042	30.15

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	59.78	628.9	-0.1622	31.69
河川維持工事	41.92	171.5	-0.0971	28.67

1-2-②-41

別表第2 現場管理費率

第1表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b	
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下 下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

記載の変更

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

工 種	現場管理費
担 当	

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

第4表

対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b		
共同溝等工事	(1)	49.99	397.3	-0.1286	25.29
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.93	219.8	-0.0985	26.66
下水道工事	(1)	34.44	56.4	-0.0306	29.29
	(2)	37.59	228.2	-0.1119	20.77
	(3)	32.26	52.4	-0.0301	27.50

第5表

対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b		
コンクリートダム		22.90	332.0	-0.1370	15.57
フィルダム		33.52	184.6	-0.0874	26.21

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$
 ただし、 J_o ：現場管理費率 (%)
 N_p ：純工事費 (円)
 A, b ：変数値
 (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

I-2-②-42

第4表

対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b		
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b		
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

現行どおり

記載の変更

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

工 種	随意契約
-----	------

改正理由	一部改正	改正 現行																																								
現 行	改 正		備 考																																							
<p>第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びブスライド条項の減額となる場合の運用について</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について 随意契約方式により工事を発注する場合の調整については次のとおりとする。</p> <p>(1) 調整対象となる工事</p> <p>1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。</p> <p>2) 繰越、国債工事の取扱い 現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。</p> <p>(2) 調整の対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。</p> <p>(3) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。</p> <p>1) 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。</p> <table border="1" data-bbox="264 762 801 1042"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事請負有資格業者名簿による種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>鋼橋上部工事、機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>プレストレスト・コンクリート工事</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>建築工事、木造建築工事、プレハブ工事</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>維持修繕工事、塗装工事</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>造園工事</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>さく井工事</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>暖冷房衛生設備工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。 (イ) 現場管理費については調整しない。 (ロ) 一般管理費等については調整する。</p> <p>3) 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。</p> <p>I-4-①-1</p>	工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別	A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事	B	鋼橋上部工事、機械設備工事	C	プレストレスト・コンクリート工事	D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事	F	維持修繕工事、塗装工事	G	造園工事	H	さく井工事	I	暖冷房衛生設備工事	<p>現行どおり</p> <table border="1" data-bbox="1232 767 1753 1038"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事請負有資格業者名簿による種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>鋼橋上部工事、機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>プレストレスト・コンクリート工事</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>建築工事、木造建築工事、プレハブ工事</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>維持修繕工事、塗装工事、<u>橋梁補修工事</u></td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>造園工事</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>さく井工事</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>暖冷房衛生設備工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>現行どおり</p>	工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別	A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事	B	鋼橋上部工事、機械設備工事	C	プレストレスト・コンクリート工事	D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事	F	維持修繕工事、塗装工事、 <u>橋梁補修工事</u>	G	造園工事	H	さく井工事	I	暖冷房衛生設備工事	<p>記載の変更</p>
工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別																																									
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事																																									
B	鋼橋上部工事、機械設備工事																																									
C	プレストレスト・コンクリート工事																																									
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事																																									
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事																																									
F	維持修繕工事、塗装工事																																									
G	造園工事																																									
H	さく井工事																																									
I	暖冷房衛生設備工事																																									
工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別																																									
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事																																									
B	鋼橋上部工事、機械設備工事																																									
C	プレストレスト・コンクリート工事																																									
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事																																									
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事																																									
F	維持修繕工事、塗装工事、 <u>橋梁補修工事</u>																																									
G	造園工事																																									
H	さく井工事																																									
I	暖冷房衛生設備工事																																									
積算上の注意事項																																										

工種	工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算
----	------------------------

改正理由	一部改正	現行	改正	現行
				現行

工種区分	係数A										係数a		係数b			
	一般交通影響 無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響 有り(1)	一般交通影響 有り(2)	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・運河・運河 修繕工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
橋脚工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2355	-0.2380	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
橋脚架設工事	4760.3	—	—	5819.2	5307.1	5307.1	4867.7	-0.3793	—	—	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋架設工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	3855.9	3764.5	-0.3465	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
橋架工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事 (1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事 (2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
トンネル工事 (1)	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
トンネル工事 (2)	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川橋脚工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472	
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-0.1770	-0.1796	-0.1796	-0.1796	-0.1796	1.1316	0.3060	
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-0.2232	-0.2232	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739	
ランドスケープ工 事	84.6	—	—	99.0	96.0	96.0	93.6	-0.0617	—	—	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812
ランドスケープ工 事	91.3	—	—	105.4	102.9	102.9	98.8	-0.0673	—	—	-0.0699	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963	
電気共同線工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1520	-0.1504	0.0635	0.6165	
電気共同線工 事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(注) 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「第1編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。

I-10-①-6

工種区分	係数A										係数a		係数b			
	一般交通影響 無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響 有り(1)	一般交通影響 有り(2)	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入	市街地(0)編 入		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・運河・運河 修繕工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
橋脚工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2355	-0.2380	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
橋脚架設工事	4760.3	—	—	5819.2	5307.1	5307.1	4867.7	-0.3793	—	—	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋架設工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	3855.9	3764.5	-0.3465	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
橋架工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事 (1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事 (2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
トンネル工事 (1)	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
トンネル工事 (2)	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川橋脚工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472	
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-0.1770	-0.1796	-0.1796	-0.1796	-0.1796	1.1316	0.3060	
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-0.2232	-0.2232	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739	
ランドスケープ工 事	84.6	—	—	99.0	96.0	96.0	93.6	-0.0617	—	—	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812
ランドスケープ工 事	91.3	—	—	105.4	102.9	102.9	98.8	-0.0673	—	—	-0.0699	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963	
電気共同線工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1520	-0.1504	0.0635	0.6165	
電気共同線工 事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

現行どおり

記載の追加・修正

積算上の注意事項

工 種	市場単価の1日当り標準施工量
-----	----------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																																																																																																																																																																																		
	<p>15. 道路標識設置工</p> <p>表 15.1 標識柱設置 (路側式〔单柱式〕)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">路側式 单柱式 基礎含む 標識板 設置除く</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="4">20</td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ101.6</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="3">4</td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">静電粉体塗装</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.2 標識柱設置 (路側式〔複柱式〕)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">路側式 複柱式 基礎含む 標識板 設置除く</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="4">15</td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ101.6</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">静電粉体塗装</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.3 標識柱設置 (片持式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標識柱設置 片持式 基礎別途</td> <td>1基当り総質量</td> <td>400kg未満</td> <td>基</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400kg以上</td> <td>基</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.4 標識柱設置 (門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">標識柱設置 門型式 基礎別途</td> <td rowspan="3">1スパンの長さ</td> <td>10m未満</td> <td>基</td> <td rowspan="3">1</td> </tr> <tr> <td>10m以上20m未満</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>20m以上</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	路側式 单柱式 基礎含む 標識板 設置除く	柱径φ60.5	基	20	φ76.3	基	φ89.1	基	φ101.6	基	下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装	柱径φ60.5	基	4	φ76.3	基	φ89.1	基	静電粉体塗装	柱径φ60.5	基		φ76.3	基	φ89.1	基	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	路側式 複柱式 基礎含む 標識板 設置除く	柱径φ60.5	基	15	φ76.3	基	φ89.1	基	φ101.6	基	下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装	柱径φ60.5	基	2	φ76.3	基	φ89.1	基	静電粉体塗装	柱径φ60.5	基		φ76.3	基	φ89.1	基	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	標識柱設置 片持式 基礎別途	1基当り総質量	400kg未満	基	6		400kg以上	基	4	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	標識柱設置 門型式 基礎別途	1スパンの長さ	10m未満	基	1	10m以上20m未満	基	20m以上	基	<p>15. 道路標識設置工</p> <p>表 15.1 標識柱設置 (路側式〔单柱式〕)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">路側式 单柱式 基礎含む 標識板 設置除く</td> <td rowspan="4">メッキ品</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="4">4</td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ101.6</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装</td> <td rowspan="3">メッキ品</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">静電粉体塗装</td> <td rowspan="3">メッキ品</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.2 標識柱設置 (路側式〔複柱式〕)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">路側式 複柱式 基礎含む 標識板 設置除く</td> <td rowspan="4">メッキ品</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ101.6</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装</td> <td rowspan="3">メッキ品</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="3">4</td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">静電粉体塗装</td> <td rowspan="3">メッキ品</td> <td>柱径φ60.5</td> <td>基</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>φ76.3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>φ89.1</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.3 標識柱設置 (片持式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標識柱設置 片持式 基礎別途</td> <td>1基当り総質量</td> <td>400kg未満</td> <td>基</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400kg以上</td> <td>基</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 15.4 標識柱設置 (門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">標識柱設置 門型式 基礎別途</td> <td rowspan="3">1スパンの長さ</td> <td>10m未満</td> <td>基</td> <td rowspan="3">1</td> </tr> <tr> <td>10m以上20m未満</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>20m以上</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	路側式 单柱式 基礎含む 標識板 設置除く	メッキ品	柱径φ60.5	基	4	φ76.3	基	φ89.1	基	φ101.6	基	下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装	メッキ品	柱径φ60.5	基	2	φ76.3	基	φ89.1	基	静電粉体塗装	メッキ品	柱径φ60.5	基		φ76.3	基	φ89.1	基	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	路側式 複柱式 基礎含む 標識板 設置除く	メッキ品	柱径φ60.5	基	2	φ76.3	基	φ89.1	基	φ101.6	基	下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装	メッキ品	柱径φ60.5	基	4	φ76.3	基	φ89.1	基	静電粉体塗装	メッキ品	柱径φ60.5	基		φ76.3	基	φ89.1	基	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	標識柱設置 片持式 基礎別途	1基当り総質量	400kg未満	基	4		400kg以上	基	3	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	標識柱設置 門型式 基礎別途	1スパンの長さ	10m未満	基	1	10m以上20m未満	基	20m以上	基	<p>記載の修正</p> <p>記載の修正</p> <p>記載の修正</p>
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																																																																																																																		
路側式 单柱式 基礎含む 標識板 設置除く	柱径φ60.5	基	20																																																																																																																																																																																		
	φ76.3	基																																																																																																																																																																																			
	φ89.1	基																																																																																																																																																																																			
	φ101.6	基																																																																																																																																																																																			
下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装	柱径φ60.5	基	4																																																																																																																																																																																		
	φ76.3	基																																																																																																																																																																																			
	φ89.1	基																																																																																																																																																																																			
静電粉体塗装	柱径φ60.5	基																																																																																																																																																																																			
	φ76.3	基																																																																																																																																																																																			
	φ89.1	基																																																																																																																																																																																			
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																																																																																																																		
路側式 複柱式 基礎含む 標識板 設置除く	柱径φ60.5	基	15																																																																																																																																																																																		
	φ76.3	基																																																																																																																																																																																			
	φ89.1	基																																																																																																																																																																																			
	φ101.6	基																																																																																																																																																																																			
下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装	柱径φ60.5	基	2																																																																																																																																																																																		
	φ76.3	基																																																																																																																																																																																			
	φ89.1	基																																																																																																																																																																																			
静電粉体塗装	柱径φ60.5	基																																																																																																																																																																																			
	φ76.3	基																																																																																																																																																																																			
	φ89.1	基																																																																																																																																																																																			
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																																																																																																																		
標識柱設置 片持式 基礎別途	1基当り総質量	400kg未満	基	6																																																																																																																																																																																	
		400kg以上	基	4																																																																																																																																																																																	
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																																																																																																																		
標識柱設置 門型式 基礎別途	1スパンの長さ	10m未満	基	1																																																																																																																																																																																	
		10m以上20m未満	基																																																																																																																																																																																		
		20m以上	基																																																																																																																																																																																		
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																																																																																																																		
路側式 单柱式 基礎含む 標識板 設置除く	メッキ品	柱径φ60.5	基	4																																																																																																																																																																																	
		φ76.3	基																																																																																																																																																																																		
		φ89.1	基																																																																																																																																																																																		
		φ101.6	基																																																																																																																																																																																		
下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装	メッキ品	柱径φ60.5	基	2																																																																																																																																																																																	
		φ76.3	基																																																																																																																																																																																		
		φ89.1	基																																																																																																																																																																																		
静電粉体塗装	メッキ品	柱径φ60.5	基																																																																																																																																																																																		
		φ76.3	基																																																																																																																																																																																		
		φ89.1	基																																																																																																																																																																																		
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																																																																																																																		
路側式 複柱式 基礎含む 標識板 設置除く	メッキ品	柱径φ60.5	基	2																																																																																																																																																																																	
		φ76.3	基																																																																																																																																																																																		
		φ89.1	基																																																																																																																																																																																		
		φ101.6	基																																																																																																																																																																																		
下地亜鉛メッキ+静電粉体塗 装	メッキ品	柱径φ60.5	基	4																																																																																																																																																																																	
		φ76.3	基																																																																																																																																																																																		
		φ89.1	基																																																																																																																																																																																		
静電粉体塗装	メッキ品	柱径φ60.5	基																																																																																																																																																																																		
		φ76.3	基																																																																																																																																																																																		
		φ89.1	基																																																																																																																																																																																		
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																																																																																																																		
標識柱設置 片持式 基礎別途	1基当り総質量	400kg未満	基	4																																																																																																																																																																																	
		400kg以上	基	3																																																																																																																																																																																	
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																																																																																																																		
標識柱設置 門型式 基礎別途	1スパンの長さ	10m未満	基	1																																																																																																																																																																																	
		10m以上20m未満	基																																																																																																																																																																																		
		20m以上	基																																																																																																																																																																																		
積算上の注意事項																																																																																																																																																																																					

工 種	市場単価の1日当り標準施工量
-----	----------------

改正理由	一部改正		改正		備考																																																				
	現	行	現	行																																																					
	<p>表 15.5 標識板設置 (案内標識 [路線番号除く])</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">標識板設置 (案内標識) 路線番号は 除く</td> <td rowspan="2">路側式 片持式</td> <td rowspan="2">広角プリズム</td> <td>1枚当り</td> <td>2.0㎡未満 ㎡</td> </tr> <tr> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">門型式 添架式</td> <td rowspan="2">カプセルプリズム カプセルレンズ</td> <td>1枚当り</td> <td>2.0㎡未満 ㎡</td> </tr> <tr> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">取付金具(クランプ型 ブラケットを除く)を含む</td> <td rowspan="2">封入プリズム・封 入レンズ</td> <td>1枚当り</td> <td>2.0㎡未満 ㎡</td> </tr> <tr> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	標識板設置 (案内標識) 路線番号は 除く	路側式 片持式	広角プリズム	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡	2.0㎡以上	㎡	門型式 添架式	カプセルプリズム カプセルレンズ	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡	2.0㎡以上	㎡	取付金具(クランプ型 ブラケットを除く)を含む		封入プリズム・封 入レンズ	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡	2.0㎡以上	㎡	<p>表 15.5 標識板設置 (案内標識 [路線番号除く])</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">標識板設置 (案内標識) 路線番号は 除く</td> <td rowspan="2">路側式 片持式</td> <td rowspan="2">広角プリズム</td> <td>1枚当り</td> <td>2.0㎡未満 ㎡</td> </tr> <tr> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">門型式 添架式</td> <td rowspan="2">カプセルプリズム カプセルレンズ</td> <td>1枚当り</td> <td>2.0㎡未満 ㎡</td> </tr> <tr> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">取付金具(クランプ型 ブラケットを除く)を含む</td> <td rowspan="2">封入プリズム・封 入レンズ</td> <td>1枚当り</td> <td>2.0㎡未満 ㎡</td> </tr> <tr> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	標識板設置 (案内標識) 路線番号は 除く	路側式 片持式	広角プリズム	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡	2.0㎡以上	㎡	門型式 添架式	カプセルプリズム カプセルレンズ	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡	2.0㎡以上	㎡	取付金具(クランプ型 ブラケットを除く)を含む		封入プリズム・封 入レンズ	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡	2.0㎡以上	㎡	25	20	記載の修正
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
標識板設置 (案内標識) 路線番号は 除く	路側式 片持式	広角プリズム	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡																																																					
			2.0㎡以上	㎡																																																					
	門型式 添架式	カプセルプリズム カプセルレンズ	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡																																																					
			2.0㎡以上	㎡																																																					
	取付金具(クランプ型 ブラケットを除く)を含む		封入プリズム・封 入レンズ	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡																																																				
				2.0㎡以上	㎡																																																				
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
標識板設置 (案内標識) 路線番号は 除く	路側式 片持式	広角プリズム	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡																																																					
			2.0㎡以上	㎡																																																					
	門型式 添架式	カプセルプリズム カプセルレンズ	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡																																																					
			2.0㎡以上	㎡																																																					
	取付金具(クランプ型 ブラケットを除く)を含む		封入プリズム・封 入レンズ	1枚当り	2.0㎡未満 ㎡																																																				
				2.0㎡以上	㎡																																																				
	<p>表 15.6 標識板設置 (警戒・規制・指示・路線番号標識)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識板設置</td> <td>警戒・規制・指示・ 路線番号標識</td> <td>板の枚数, 補助板の有無を問 わず</td> <td>基</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	標識板設置	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	板の枚数, 補助板の有無を問 わず	基	30	<p>表 15.6 標識板設置 (警戒・規制・指示・路線番号標識)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識板設置</td> <td>警戒・規制・指示・ 路線番号標識</td> <td>板の枚数, 補助板の有無を問 わず</td> <td>基</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	標識板設置	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	板の枚数, 補助板の有無を問 わず	基	20	30	20	記載の修正																														
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
標識板設置	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	板の枚数, 補助板の有無を問 わず	基	30																																																					
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
標識板設置	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	板の枚数, 補助板の有無を問 わず	基	20																																																					
	<p>表 15.7 添架式標識板取付金具設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">添架式標識板 取付金具設置</td> <td colspan="2">信号アーム部に取付</td> <td>組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照明柱・既設標識柱に取付</td> <td>組</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">歩道橋に取付</td> <td>組</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	添架式標識板 取付金具設置	信号アーム部に取付		組	20	照明柱・既設標識柱に取付		組	20	歩道橋に取付		組	3	<p>表 15.7 添架式標識板取付金具設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">添架式標識板 取付金具設置</td> <td colspan="2">信号アーム部に取付</td> <td>組</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照明柱・既設標識柱に取付</td> <td>組</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">歩道橋に取付</td> <td>組</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	添架式標識板 取付金具設置	信号アーム部に取付		組	10	照明柱・既設標識柱に取付		組	10	歩道橋に取付		組	2	20	10	10	2	記載の修正												
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
添架式標識板 取付金具設置	信号アーム部に取付		組	20																																																					
	照明柱・既設標識柱に取付		組	20																																																					
	歩道橋に取付		組	3																																																					
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
添架式標識板 取付金具設置	信号アーム部に取付		組	10																																																					
	照明柱・既設標識柱に取付		組	10																																																					
	歩道橋に取付		組	2																																																					
	<p>表 15.8 標識基礎設置 (片持式・門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む</td> <td rowspan="3">標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量</td> <td>4.0㎡未満</td> <td>基</td> <td rowspan="3">0.125</td> </tr> <tr> <td>4.0㎡以上6.0㎡未満</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>6.0㎡以上</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満	基	0.125	4.0㎡以上6.0㎡未満	基	6.0㎡以上	基	<p>表 15.8 標識基礎設置 (片持式・門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む</td> <td rowspan="3">標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量</td> <td>4.0㎡未満</td> <td>基</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>4.0㎡以上6.0㎡未満</td> <td>基</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6.0㎡以上</td> <td>基</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満	基	2	4.0㎡以上6.0㎡未満	基	1	6.0㎡以上	基	1	0.125	2	1	1	記載の修正																		
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満	基	0.125																																																					
		4.0㎡以上6.0㎡未満	基																																																						
		6.0㎡以上	基																																																						
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
基礎設置 コンクリート 基礎アンカー ボルトの設置 含む	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満	基	2																																																					
		4.0㎡以上6.0㎡未満	基	1																																																					
		6.0㎡以上	基	1																																																					
	<p>表 15.9 標識柱・基礎撤去 (路側式 [単柱式・複柱式])</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">路側式</td> <td>単柱式(基礎含む)</td> <td>柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6</td> <td>基</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>複柱式(基礎含む)</td> <td>柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6</td> <td>基</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	路側式	単柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	40	複柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	30	<p>表 15.9 標識柱・基礎撤去 (路側式 [単柱式・複柱式])</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">路側式</td> <td>単柱式(基礎含む)</td> <td>柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6</td> <td>基</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>複柱式(基礎含む)</td> <td>柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6</td> <td>基</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	路側式	単柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	8	複柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	4	40	30	8	4	記載の修正																				
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
路側式	単柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	40																																																					
	複柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	30																																																					
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
路側式	単柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	8																																																					
	複柱式(基礎含む)	柱径φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基	4																																																					
	<p>表 15.10 標識柱撤去 (片持式・門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">片持式</td> <td rowspan="2">1基当りの総質量 (支柱のみ)</td> <td>400kg未満</td> <td>基</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>400kg以上</td> <td>基</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">門型式</td> <td rowspan="3">1スパン当りの長さ (支柱のみ)</td> <td>10m未満</td> <td>基</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>10m以上20m未満</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>20m以上</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満	基	12	400kg以上	基	9	門型式	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満	基	2	10m以上20m未満	基	20m以上	基	<p>表 15.10 標識柱撤去 (片持式・門型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">片持式</td> <td rowspan="2">1基当りの総質量 (支柱のみ)</td> <td>400kg未満</td> <td>基</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>400kg以上</td> <td>基</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">門型式</td> <td rowspan="3">1スパン当りの長さ (支柱のみ)</td> <td>10m未満</td> <td>基</td> <td rowspan="3">1</td> </tr> <tr> <td>10m以上20m未満</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>20m以上</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>		区分	規格・仕様		単位	施工数量	片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満	基	6	400kg以上	基	4	門型式	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満	基	1	10m以上20m未満	基	20m以上	基	12	9	6	4	1	記載の修正			
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満	基	12																																																					
		400kg以上	基	9																																																					
門型式	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満	基	2																																																					
		10m以上20m未満	基																																																						
		20m以上	基																																																						
区分	規格・仕様		単位	施工数量																																																					
片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満	基	6																																																					
		400kg以上	基	4																																																					
門型式	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満	基	1																																																					
		10m以上20m未満	基																																																						
		20m以上	基																																																						
積算上の注意事項																																																									

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																						
現 行	改 正		備 考																																																																																					
<p style="text-align: center;">表 15.11 標識板撤去（路側式、片持式・門型式）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標識板撤去 (添架式は除く)</td> <td>案内標識以外 路側式(警戒・規制・指示・路線番号標識)</td> <td>基</td> <td style="border: 2px solid red;">60</td> </tr> <tr> <td>案内標識 (片持式・門型式)</td> <td>1枚当りの面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.0㎡未満</td> <td>㎡ 50.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 15.12 標識板撤去（添架式標識板）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識板撤去</td> <td>信号アーム部</td> <td>組</td> <td style="border: 2px solid red;">20</td> </tr> <tr> <td>添架式標識板</td> <td>照明柱・既製標識柱</td> <td>組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付金具撤去含む</td> <td>歩道橋</td> <td>組</td> <td style="border: 2px solid red;">3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 15.13 基礎（コンクリート基礎）撤去</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎撤去</td> <td>コンクリート基礎</td> <td>基</td> <td style="border: 2px solid red;">0.5</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	標識板撤去 (添架式は除く)	案内標識以外 路側式(警戒・規制・指示・路線番号標識)	基	60	案内標識 (片持式・門型式)	1枚当りの面積				2.0㎡未満	㎡ 50.0			2.0㎡以上	㎡	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	標識板撤去	信号アーム部	組	20	添架式標識板	照明柱・既製標識柱	組		取付金具撤去含む	歩道橋	組	3	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	基礎撤去	コンクリート基礎	基	0.5	<p style="text-align: center;">表 15.11 標識板撤去（路側式、片持式・門型式）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標識板撤去 (添架式は除く)</td> <td>案内標識以外 路側式(警戒・規制・指示・路線番号標識)</td> <td>基</td> <td style="border: 2px solid red;">30</td> </tr> <tr> <td>案内標識 (片持式・門型式)</td> <td>1枚当りの面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.0㎡未満</td> <td>㎡ 20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.0㎡以上</td> <td>㎡ 25</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 15.12 標識板撤去（添架式標識板）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識板撤去</td> <td>信号アーム部</td> <td>組</td> <td style="border: 2px solid red;">10</td> </tr> <tr> <td>添架式標識板</td> <td>照明柱・既製標識柱</td> <td>組</td> <td style="border: 2px solid red;">10</td> </tr> <tr> <td>取付金具撤去含む</td> <td>歩道橋</td> <td>組</td> <td style="border: 2px solid red;">2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 15.13 基礎（コンクリート基礎）撤去</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> <th>施 工 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎撤去</td> <td>コンクリート基礎</td> <td>基</td> <td style="border: 2px solid red;">1</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	標識板撤去 (添架式は除く)	案内標識以外 路側式(警戒・規制・指示・路線番号標識)	基	30	案内標識 (片持式・門型式)	1枚当りの面積				2.0㎡未満	㎡ 20			2.0㎡以上	㎡ 25	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	標識板撤去	信号アーム部	組	10	添架式標識板	照明柱・既製標識柱	組	10	取付金具撤去含む	歩道橋	組	2	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量	基礎撤去	コンクリート基礎	基	1	<p style="text-align: center;">記載の修正</p> <p style="text-align: center;">記載の修正</p> <p style="text-align: center;">記載の修正</p>
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																					
標識板撤去 (添架式は除く)	案内標識以外 路側式(警戒・規制・指示・路線番号標識)	基	60																																																																																					
	案内標識 (片持式・門型式)	1枚当りの面積																																																																																						
		2.0㎡未満	㎡ 50.0																																																																																					
		2.0㎡以上	㎡																																																																																					
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																					
標識板撤去	信号アーム部	組	20																																																																																					
添架式標識板	照明柱・既製標識柱	組																																																																																						
取付金具撤去含む	歩道橋	組	3																																																																																					
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																					
基礎撤去	コンクリート基礎	基	0.5																																																																																					
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																					
標識板撤去 (添架式は除く)	案内標識以外 路側式(警戒・規制・指示・路線番号標識)	基	30																																																																																					
	案内標識 (片持式・門型式)	1枚当りの面積																																																																																						
		2.0㎡未満	㎡ 20																																																																																					
		2.0㎡以上	㎡ 25																																																																																					
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																					
標識板撤去	信号アーム部	組	10																																																																																					
添架式標識板	照明柱・既製標識柱	組	10																																																																																					
取付金具撤去含む	歩道橋	組	2																																																																																					
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	施 工 数 量																																																																																					
基礎撤去	コンクリート基礎	基	1																																																																																					
I-13-②-22																																																																																								
積算上の注意事項																																																																																								

改正理由	一部改正	改正 現行	備考										
現 行	改 正	備 考											
	<p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2） （注1）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K₁×K₂） （注2）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率） ※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。 ※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。 溶融式：0.05 ペイント式：0.03</p> <p>＜施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合＞ 1）1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。 2）表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。 3）区画線消去（ウォータージェット式）で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （1）区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表3.1 施工場所区分</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>現道拡幅工事等：現道拡幅事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 （3）歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 （4）コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 （5）区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。 （6）溶融式（手動）の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。 所要材料換算長(m)＝設計数量(塗布面積(m²))÷0.15×1.20(重複施工ロス分) ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。 （7）区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は矢印・記号・文字を適用する。 （8）水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。 （9）随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等：現道拡幅事に伴う区画線工事	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事	未 供 用 区 間	交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事		バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事	<p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2） （注1）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K₁×K₂） （注2）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率） ※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。 ※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。 溶融式：0.05 ペイント式：0.03</p> <p>※矢印・文字・記号の設計数量は「所要材料換算長」とし、次式により算出する。 <u>所要材料換算長(m)＝設計数量(塗布面積(m²))÷0.15×1.20(重複施工ロス分)</u> <u>ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用できない。</u></p> <p style="text-align: center;">現行通り</p> <p><u>(6) 溶融式(手動)の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。</u> <u>所要材料換算長(m)＝設計数量(塗布面積(m²))÷0.15×1.20(重複施工ロス分)</u> <u>ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。</u></p> <p><u>(7) (6) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線(平行四辺形)は矢印・記号・文字を適用する。</u></p> <p><u>(8) (7) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。</u></p> <p><u>(9) (8) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</u></p>	記載の変更・追加
区 分	工 事 種 別												
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕事に伴う区画線工事												
	現道拡幅工事等：現道拡幅事に伴う区画線工事												
	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事												
未 供 用 区 間	交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事												
	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事												
積算上の注意事項	VI-1-①-4												

改正理由	一部改正	改正 現行											
	現 行	改 正	備 考										
<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 施工場所区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 高視認性区画線工における横断線歩道、停止線等はゼブラを適用する。</p> <p>(3) 歩道部に区画線を設置する場合、高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。</p> <p>(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>		区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事	未 供 用 区 間	交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事	<p>現行通り</p> <p>現行通り</p>	<p>記載の修正</p>
区 分	工 事 種 別												
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事												
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事												
	交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事												
未 供 用 区 間	交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事												
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事												
積算上の注意事項	VI-1-②-3												

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																																																																				
現 行	<p>③ 橋 梁 塗 装 工</p> <p>1. 適 用 範 囲</p> <p>1-1 標準単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。 (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。 (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。 (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。</p> <p>1-2 標準単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替塗装の場合。 3) 塗膜部位が点在する部分塗替塗装の場合（タッチアップ除く）。 4) 化学反応を利用した素地調整の場合。 5) 道路付風物（標識・防護柵等）への塗装の場合。 6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。 7) 工場内における塗装前作業及び塗装作業の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>2. 標準単価の設定</p> <p>2-1 標準単価の構成と範囲</p> <p>標準単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">標準単価</th> <th rowspan="2">架 設</th> <th rowspan="2">足 場・防 護 設 置</th> <th rowspan="2">継 手 部 素 地 調 整</th> <th rowspan="2">継 手 部 下 塗 り 塗 装</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に関する費用を含む。</p> <p>2. プラスト処理による継手部素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用を含まない。回収・積込に要する費用を必要に応じて計上する。</p> <p>3. プラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。</p> <p>4. 継手部素地調整は、継手部塗装面積を計上する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">標準単価</th> <th rowspan="2">架 設</th> <th rowspan="2">足 場・防 護 設 置</th> <th rowspan="2">継 手 部 素 地 調 整</th> <th rowspan="2">継 手 部 下 塗 り 塗 装</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位へ下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。 2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">標準単価</th> <th rowspan="2">架 設</th> <th rowspan="2">足 場・防 護 設 置</th> <th rowspan="2">継 手 部 素 地 調 整</th> <th rowspan="2">継 手 部 下 塗 り 塗 装</th> <th rowspan="2">床 版 工</th> <th rowspan="2">準 備・補 修 作 業</th> <th rowspan="2">塗 装 作 業</th> <th rowspan="2">足 場・防 護 撤 去</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新橋現場塗装 中塗り・上塗り</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位へ下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。 2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-③-1</p>	工 種	標準単価			架 設	足 場・防 護 設 置	継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 下 塗 り 塗 装	機	労	材	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	○	○	○					工 種	標準単価			架 設	足 場・防 護 設 置	継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 下 塗 り 塗 装	機	労	材	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り	○	○	○					工 種	標準単価			架 設	足 場・防 護 設 置	継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 下 塗 り 塗 装	床 版 工	準 備・補 修 作 業	塗 装 作 業	足 場・防 護 撤 去	機	労	材	新橋現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○									<p>③ 橋 梁 塗 装 工</p> <p>1. 適 用 範 囲</p> <p>1-1 標準単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。 (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。 (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。 (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。 (5) <u>塗膜剝離剤を使用した旧塗膜除去後のプラスト処理による素地調整（1種ケレン）。</u></p> <p>1-2 標準単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 2) <u>既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替塗装の場合</u>。部分塗替塗装の場合。 3) <u>塗膜部位が点在する部分塗替塗装の場合（タッチアップ除く）。</u>塗膜剝離剤による素地調整の場合。 4) <u>化学反応を利用した素地調整の場合</u>。 5-1) 道路付風物（標識・防護柵等）への塗装の場合。 5-5) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。 5-6) 工場内における塗装前作業及び塗装作業の場合。 5-7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>2. 標準単価の設定</p> <p>2-1 標準単価の構成と範囲</p> <p>標準単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">標準単価</th> <th rowspan="2">架 設</th> <th rowspan="2">足 場・防 護 設 置</th> <th rowspan="2">継 手 部 素 地 調 整</th> <th rowspan="2">継 手 部 下 塗 り 塗 装</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に関する費用を含む。</p> <p>2. プラスト処理による継手部素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用を含まない。回収・積込に要する費用を必要に応じて別途計上する。</p> <p>3. プラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工（<u>板張り防護・養生シート等</u>）及び安全対策に要する費用は含まない。</p> <p>4. 継手部素地調整は、継手部塗装面積を計上する。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	工 種	標準単価			架 設	足 場・防 護 設 置	継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 下 塗 り 塗 装	機	労	材	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	○	○	○					記 載 の 修 正
工 種	標準単価			架 設	足 場・防 護 設 置					継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 下 塗 り 塗 装																																																																												
	機	労	材																																																																																				
新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	○	○	○																																																																																				
工 種	標準単価			架 設	足 場・防 護 設 置	継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 下 塗 り 塗 装																																																																																
	機	労	材																																																																																				
新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り	○	○	○																																																																																				
工 種	標準単価			架 設	足 場・防 護 設 置	継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 下 塗 り 塗 装	床 版 工	準 備・補 修 作 業	塗 装 作 業	足 場・防 護 撤 去																																																																												
	機	労	材																																																																																				
新橋現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○																																																																																				
工 種	標準単価			架 設	足 場・防 護 設 置	継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 下 塗 り 塗 装																																																																																
	機	労	材																																																																																				
新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	○	○	○																																																																																				
積 算 上 の 注 意 事 項																																																																																							

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
------	------	----------	----

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○

(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。

2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	標準単価		
	機	労	材
塗替塗装	○	○	○

(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。

2. 素地調整は、塗装面積を計上する。

3. 動力工具及び手工具による素地調整で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に関する費用を含む。

4. プラスト処理による素地調整で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用は含まない。回収・積込に関する費用を必要に応じて計上する。

5. プラスト処理による素地調整で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に関する費用は含まない。

6. 密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に関する費用は含まない。

7. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

2-2 標準単価の規格・仕様

表 2. 1 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装素地調整

区分	規格・仕様	単 位	日当たり標準施工量
素地調整	動力工具処理 I S O S t 3	㎡	38
	プラスト処理 I S O S a 2 1 / 2	㎡	42
研削材及びケレンかす回収・積込工		㎡	70

(注) 1 プラスト処理に用いる研削材は珪砂を除く。

表 2. 2 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 (1)

区分	規格・仕様	単 位	日当たり標準施工量
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料 (1層)	㎡	325
下塗り塗装	超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層) 注1	㎡	115
	有機ジンクリッチペイント (2層) 注2	㎡	150
	有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層) 注1	㎡	143
	変性エポキシ樹脂塗料 (2層) 注2	㎡	150
	鉛・クロムフリーさび止めペイント (3層) 注2	㎡	100
	変性エポキシ樹脂塗料 (1層)	㎡	300

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層)、有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層) は、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りを必要とする。

2. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。3層は、2層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。

VI-1-③-2

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○

(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。

2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	標準単価		
	機	労	材
塗替塗装	○	○	○

(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。

2. 素地調整は、塗装面積を計上する。

3. 動力工具及び手工具による素地調整で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に関する費用を含む。

4. プラスト処理による素地調整で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用は含まない。回収・積込に関する費用を必要に応じて別途計上する。

5. プラスト処理による素地調整で粉塵飛散防止のための防護工 (板張り防護・養生シート等)、及び安全対策 (セキユリティールーム・呼吸用保護具等) 及び特別管理 (鉛、PCB 等有害物質への対応) に関する費用は含まない。

6. 密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に関する費用は含まない。

7. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

記載の修正

積算上の注意事項

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																																																																																						
現	行	改	正																																																																																																						
	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。</p> <p>(2) 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のものであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。</p> <p>(3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。</p> <p>板桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。</p> <p>箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。</p> <p>弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。</p> <p>横断歩道橋……各種横断歩道橋。</p> <p>側道橋……各種側道橋。</p> <p>(4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。</p> <p>1) さびが発生している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>発錆面積(%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>2 種</td> <td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td> <td>30 以上</td> <td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>3 種 A</td> <td>点錆がかなり点在している。</td> <td>15 ~ 30</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3 種 B</td> <td>点錆が少し点在している。</td> <td>5 ~ 15</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>3 種 C</td> <td>点錆がほんの少し点在している。</td> <td>5 以下</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変色色などの塗膜異常がある場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>塗膜異常面積(%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 種 A</td> <td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td> <td>30 以上</td> <td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3 種 B</td> <td>同 上</td> <td>15 ~ 30</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>3 種 C</td> <td>同 上</td> <td>5 ~ 15</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>4 種</td> <td>同 上</td> <td>5 以下</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白亜化・変色色の著しい場合。</td> <td></td> <td>粉化物・汚れ等を除去する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はプラスト処理により行う作業をいう。</p> <p>(6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。</p> <p>(7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、プラスト処理により行う作業は適用外とする。</p> <p>(8) ケレン（プラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。</p> <p>(10) プラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用は含まない。回収・積込に要する費用を必要に応じて計上する。</p> <p>(11) 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(12) 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(13) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(14) 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防錆処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。</p>	素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ~ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ~ 15	同 上	3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	3 種 B	同 上	15 ~ 30	同 上	3 種 C	同 上	5 ~ 15	同 上	4 種	同 上	5 以下	同 上		白亜化・変色色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。	<p>現行どおり</p> <p>(4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。</p> <p>1) さびが発生している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>発錆面積(%)</th> <th>素地調整内容</th> <th>作業方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td> <td>プラスト法</td> </tr> <tr> <td>2 種</td> <td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td> <td>30 以上</td> <td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td> <td rowspan="4">ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの動力工具と手工具の併用</td> </tr> <tr> <td>3 種 A</td> <td>点錆がかなり点在している。</td> <td>15 ~ 30</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3 種 B</td> <td>点錆が少し点在している。</td> <td>5 ~ 15</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>3 種 C</td> <td>点錆がほんの少し点在している。</td> <td>5 以下</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変色色などの塗膜異常がある場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>塗膜異常面積(%)</th> <th>素地調整内容</th> <th>作業方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 種 A</td> <td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td> <td>30 以上</td> <td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td> <td rowspan="4">ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの動力工具と手工具の併用</td> </tr> <tr> <td>3 種 B</td> <td>同 上</td> <td>15 ~ 30</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>3 種 C</td> <td>同 上</td> <td>5 ~ 15</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>4 種</td> <td>同 上</td> <td>5 以下</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白亜化・変色色の著しい場合。</td> <td></td> <td>粉化物・汚れ等を除去する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はプラスト処理により行う作業をいう。</p> <p>(6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。</p> <p>(7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、プラスト処理により行う作業は適用外とする。</p> <p>(8) ケレン（プラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工（<u>拡張防護・養生シート等</u>）、<u>及び安全対策（セキュリティールーム・呼吸用保護具等）及び特別管理（鉛、PCB 等有害物質への対応）</u>が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。</p> <p>(10) プラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用は含まない。回収・積込に要する費用を必要に応じて別途計上する。</p>	素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	作業方法	1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	プラスト法	2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの動力工具と手工具の併用	3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ~ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ~ 15	同 上	3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	作業方法	3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの動力工具と手工具の併用	3 種 B	同 上	15 ~ 30	同 上	3 種 C	同 上	5 ~ 15	同 上	4 種	同 上	5 以下	同 上		白亜化・変色色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。		記載の修正
素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容																																																																																																						
1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																																						
2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																																						
3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ~ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																																						
3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ~ 15	同 上																																																																																																						
3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上																																																																																																						
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容																																																																																																						
3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。																																																																																																						
3 種 B	同 上	15 ~ 30	同 上																																																																																																						
3 種 C	同 上	5 ~ 15	同 上																																																																																																						
4 種	同 上	5 以下	同 上																																																																																																						
	白亜化・変色色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。																																																																																																						
素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	作業方法																																																																																																					
1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	プラスト法																																																																																																					
2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの動力工具と手工具の併用																																																																																																					
3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ~ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																																						
3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ~ 15	同 上																																																																																																						
3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上																																																																																																						
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	作業方法																																																																																																					
3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの動力工具と手工具の併用																																																																																																					
3 種 B	同 上	15 ~ 30	同 上																																																																																																						
3 種 C	同 上	5 ~ 15	同 上																																																																																																						
4 種	同 上	5 以下	同 上																																																																																																						
	白亜化・変色色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。																																																																																																						
		現行どおり																																																																																																							
積算上の注意事項																																																																																																									

工 種	構造物とりこわし工
-----	-----------

改正理由	一部改正	改正 現 行	備 考																																												
	<p>④ 構造物とりこわし工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>1-1 標準単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。</p> <p>(2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。</p> <p>(3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。</p> <p>1-2 標準単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。</p> <p>2) 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」。</p> <p>3) 「構造物とりこわし工」に伴う「石積取壊し（人力）」及び「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。</p> <p>2) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。</p> <p>3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>4) その他、規格・仕様が適合しない場合。</p> <p>2. 標準単価の設定</p> <p>2-1 標準単価の構成と範囲</p> <p>標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">工 種</td> <td colspan="3">標準単価</td> <td rowspan="2">とりこわし作業</td> <td rowspan="2">破砕片除去</td> <td rowspan="2">破砕片積込</td> <td rowspan="2">運搬</td> <td rowspan="2">処分</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">工 種</td> <td colspan="3">標準単価</td> <td rowspan="2">とりこわし作業</td> <td rowspan="2">鉄筋の切断</td> <td rowspan="2">破砕片除去</td> <td rowspan="2">破砕片積込</td> <td rowspan="2">運搬</td> <td rowspan="2">処分</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. チゼルの損耗費等を含む。 2. 上記フロー図の破線表示(運搬、処分)の作業は、施工単価入力基準表(WB824020)を使用した場合は考慮されるため別途計上する必要はない。</p>	工 種	標準単価			とりこわし作業	破砕片除去	破砕片積込	運搬	処分	機	労	材	無筋構造物	○	○	○						工 種	標準単価			とりこわし作業	鉄筋の切断	破砕片除去	破砕片積込	運搬	処分	機	労	材	鉄筋構造物	○	○	○						<p>1. 適用範囲</p> <p>1-1 標準単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。</p> <p>(2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。</p> <p>(3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。</p> <p>1-2 標準単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。</p> <p>2) 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」。</p> <p>3) 「構造物とりこわし工」に伴う「石積取壊し（人力）」及び「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。</p> <p>2) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。</p> <p>3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>4) その他、規格・仕様が適合しない場合。</p>	<p>→</p> <p>現行どおり</p>	<p>歩掛改定に伴う記載内容の修正</p>
工 種	標準単価			とりこわし作業	破砕片除去						破砕片積込	運搬	処分																																		
	機	労	材																																												
無筋構造物	○	○	○																																												
工 種	標準単価			とりこわし作業	鉄筋の切断	破砕片除去	破砕片積込	運搬	処分																																						
	機	労	材																																												
鉄筋構造物	○	○	○																																												
積算上の注意事項	VI-1-(4)-1																																														

工 種	構造物とりこわし工
-----	-----------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																																															
現 行		改 正																																																																																																
<p>(4) 構造物とりこわし・運搬・処分(複合)</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>施工単位</td> <td colspan="5">m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="5">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各 種</td> <td>J1</td> <td>J2</td> <td>J3</td> <td>J4</td> <td>J5</td> <td>J6</td> </tr> <tr> <td>構造物区分</td> <td>工法及び運搬区分</td> <td>時間的制約の有無</td> <td>夜間作業の有無</td> <td>低騒音・低振動対策の有無</td> <td>D1D区間の有無</td> </tr> <tr> <td>①無筋構造物 ②鉄筋構造物</td> <td>(表 5.1)</td> <td>①無し ②有り ③著しく有り</td> <td>①無し ②有り</td> <td>①必要 ②不要</td> <td>①無し ②有り</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>J7</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> </tr> <tr> <td>(表 5.2) 又は (表 5.3)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. PC・RC橋上部、鋼橋床版をとりこわす場合は、J1条件で②を選択すること。但し、ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修に伴うとりこわし工については標準単価が適用できない為、「第II編第2章⑨旧橋撤去工」または「第IV編第3章⑫-1橋梁地覆補修工」により別途計上する。 2. J2条件で②を選択した場合は、J5条件は入力する必要はない。 3. 施工数量は、構造物のとりこわし前の体積とする。 4. J2条件で①を選択した場合は、J7条件は表5.2を適用し、J2条件で②を選択した場合は、J7条件は表5.3を適用すること。 5. 処分費【円/ m】を単価入力すること。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">表5.1 工法及び運搬区分</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械施工+ダンプトラック 10t 積級</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人力施工+ダンプトラック 2t 積級</td> <td>②</td> <td></td> </tr> </table>		施工歩掛コード	施工単位	m					施工区分	入 力 条 件					各 種	J1	J2	J3	J4	J5	J6	構造物区分	工法及び運搬区分	時間的制約の有無	夜間作業の有無	低騒音・低振動対策の有無	D1D区間の有無	①無筋構造物 ②鉄筋構造物	(表 5.1)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①必要 ②不要	①無し ②有り	J7	運搬距離	(表 5.2) 又は (表 5.3)	表5.1 工法及び運搬区分			区 分	番 号		機械施工+ダンプトラック 10t 積級	①		人力施工+ダンプトラック 2t 積級	②		<p>(4) 構造物とりこわし・運搬・処分(複合)</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>施工単位</td> <td colspan="5">m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="5">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各 種</td> <td>J1</td> <td>J2</td> <td>J22</td> <td>J33</td> <td>J44</td> <td>J55</td> </tr> <tr> <td>構造物区分</td> <td>工法及び運搬区分</td> <td>時間的制約の有無</td> <td>夜間作業の有無</td> <td>低騒音・低振動対策の有無</td> <td>D1D区間の有無</td> </tr> <tr> <td>①無筋構造物 ②鉄筋構造物</td> <td>(表 5.1)</td> <td>①無し ②有り ③著しく有り</td> <td>①無し ②有り</td> <td>①必要 ②不要</td> <td>①無し ②有り</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>J76</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> </tr> <tr> <td>(表 5.2) 又は (表 5.3)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. PC・RC橋上部、鋼橋床版をとりこわす場合は、J1条件で②を選択すること。但し、ブロック施工による旧橋撤去及び橋梁地覆補修に伴うとりこわし工については標準単価が適用できない為、「第II編第2章⑨旧橋撤去工」または「第IV編第3章⑫-1橋梁地覆補修工」により別途計上する。 2. J2条件で②を選択した場合は、J5条件は入力する必要はない。 3. 施工数量は、構造物のとりこわし前の体積とする。 4. J2条件で①を選択した場合は、J7条件は表5.2を適用し、J2条件で②を選択した場合は、J7条件は表5.3を適用すること。 5. 処分費【円/ m】を単価入力すること。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">表5.1 工法及び運搬区分</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械施工+ダンプトラック 10t 積級</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人力施工+ダンプトラック 2t 積級</td> <td>②</td> <td></td> </tr> </table>		施工歩掛コード	施工単位	m					施工区分	入 力 条 件					各 種	J1	J2	J 2 2	J 3 3	J 4 4	J 5 5	構造物区分	工法及び運搬区分	時間的制約の有無	夜間作業の有無	低騒音・低振動対策の有無	D1D区間の有無	①無筋構造物 ②鉄筋構造物	(表 5.1)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①必要 ②不要	①無し ②有り	J 7 6	運搬距離	(表 5.2) 又は (表 5.3)	表5.1 工法及び運搬区分			区 分	番 号		機械施工+ダンプトラック 10t 積級	①		人力施工+ダンプトラック 2t 積級	②		歩掛改定に伴う記載内容の修正
施工歩掛コード	施工単位	m																																																																																																
施工区分	入 力 条 件																																																																																																	
各 種	J1	J2	J3	J4	J5	J6																																																																																												
	構造物区分	工法及び運搬区分	時間的制約の有無	夜間作業の有無	低騒音・低振動対策の有無	D1D区間の有無																																																																																												
	①無筋構造物 ②鉄筋構造物	(表 5.1)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①必要 ②不要	①無し ②有り																																																																																												
J7																																																																																																		
運搬距離																																																																																																		
(表 5.2) 又は (表 5.3)																																																																																																		
表5.1 工法及び運搬区分																																																																																																		
区 分	番 号																																																																																																	
機械施工+ダンプトラック 10t 積級	①																																																																																																	
人力施工+ダンプトラック 2t 積級	②																																																																																																	
施工歩掛コード	施工単位	m																																																																																																
施工区分	入 力 条 件																																																																																																	
各 種	J1	J2	J 2 2	J 3 3	J 4 4	J 5 5																																																																																												
	構造物区分	工法及び運搬区分	時間的制約の有無	夜間作業の有無	低騒音・低振動対策の有無	D1D区間の有無																																																																																												
	①無筋構造物 ②鉄筋構造物	(表 5.1)	①無し ②有り ③著しく有り	①無し ②有り	①必要 ②不要	①無し ②有り																																																																																												
J 7 6																																																																																																		
運搬距離																																																																																																		
(表 5.2) 又は (表 5.3)																																																																																																		
表5.1 工法及び運搬区分																																																																																																		
区 分	番 号																																																																																																	
機械施工+ダンプトラック 10t 積級	①																																																																																																	
人力施工+ダンプトラック 2t 積級	②																																																																																																	
VI-1-(4)-5																																																																																																		
積算上の注意事項																																																																																																		

改正理由	一部改正	改正 現 行	備 考																																																																																																																																																																																																																																																
	現 行	改 正																																																																																																																																																																																																																																																	
	<p style="text-align: center;">表5.2 運搬距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>設発生作業</td> <td colspan="5">コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし</td> </tr> <tr> <td>積込工法区分</td> <td colspan="5">機械積込</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">D I D区間：無し</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3以下</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.5以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>3.0以下</td> <td>4.0以下</td> <td>5.5以下</td> <td>6.5以下</td> <td>7.5以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>9.5以下</td> <td>11.5以下</td> <td>15.5以下</td> <td>22.5以下</td> <td>49.5以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td colspan="5">60.0以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td colspan="5">⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">D I D区間：有り</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3以下</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.5以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>3.0以下</td> <td>3.5以下</td> <td>5.0以下</td> <td>6.0以下</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>8.5以下</td> <td>11.0以下</td> <td>14.0以下</td> <td>19.5以下</td> <td>31.5以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td colspan="5">60.0以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td colspan="5">⑯</td> </tr> </table> <p>(注) 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。</p>	設発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし					積込工法区分	機械積込					D I D区間：無し						運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	運搬距離 (km)	3.0以下	4.0以下	5.5以下	6.5以下	7.5以下	入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	運搬距離 (km)	9.5以下	11.5以下	15.5以下	22.5以下	49.5以下	入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	運搬距離 (km)	60.0以下					入力番号	⑯					D I D区間：有り						運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	運搬距離 (km)	3.0以下	3.5以下	5.0以下	6.0以下	7.0以下	入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	運搬距離 (km)	8.5以下	11.0以下	14.0以下	19.5以下	31.5以下	入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	運搬距離 (km)	60.0以下					入力番号	⑯					<p style="text-align: center;">表5.21 運搬距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>設発生作業</td> <td colspan="5">コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし</td> </tr> <tr> <td>積込工法区分</td> <td colspan="5">機械積込</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">D I D区間：有り・無し</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.31.6以下</td> <td>0.53.3以下</td> <td>1.05.7以下</td> <td>1.58.0以下</td> <td>2.010.9以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>3.014.4以下</td> <td>4.018.5以下</td> <td>5.523.2以下</td> <td>6.528.4以下</td> <td>7.534.3以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>9.541.3以下</td> <td>11.549.4以下</td> <td>15.558.8以下</td> <td>22.560.0以下</td> <td>49.5以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td colspan="5">60.0以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td colspan="5">⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">D I D区間：有り</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3以下</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.5以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>3.0以下</td> <td>3.5以下</td> <td>5.0以下</td> <td>6.0以下</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>8.5以下</td> <td>11.0以下</td> <td>14.0以下</td> <td>19.5以下</td> <td>31.5以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td colspan="5">60.0以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td colspan="5">⑯</td> </tr> </table> <p>(注) 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。</p>	設発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし					積込工法区分	機械積込					D I D区間：有り・無し						運搬距離 (km)	0.3 1.6以下	0.5 3.3以下	1.0 5.7以下	1.5 8.0以下	2.0 10.9以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	運搬距離 (km)	3.0 14.4以下	4.0 18.5以下	5.5 23.2以下	6.5 28.4以下	7.5 34.3以下	入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	運搬距離 (km)	9.5 41.3以下	11.5 49.4以下	15.5 58.8以下	22.5 60.0以下	49.5 以下	入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	運搬距離 (km)	60.0以下					入力番号	⑯					D I D区間：有り						運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	運搬距離 (km)	3.0 以下	3.5 以下	5.0 以下	6.0 以下	7.0 以下	入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	運搬距離 (km)	8.5 以下	11.0 以下	14.0 以下	19.5 以下	31.5 以下	入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	運搬距離 (km)	60.0以下					入力番号	⑯					<p>歩掛改定に伴う 記載内容の修正</p>
設発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし																																																																																																																																																																																																																																																		
積込工法区分	機械積込																																																																																																																																																																																																																																																		
D I D区間：無し																																																																																																																																																																																																																																																			
運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	3.0以下	4.0以下	5.5以下	6.5以下	7.5以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	9.5以下	11.5以下	15.5以下	22.5以下	49.5以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	60.0以下																																																																																																																																																																																																																																																		
入力番号	⑯																																																																																																																																																																																																																																																		
D I D区間：有り																																																																																																																																																																																																																																																			
運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	3.0以下	3.5以下	5.0以下	6.0以下	7.0以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	8.5以下	11.0以下	14.0以下	19.5以下	31.5以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	60.0以下																																																																																																																																																																																																																																																		
入力番号	⑯																																																																																																																																																																																																																																																		
設発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし																																																																																																																																																																																																																																																		
積込工法区分	機械積込																																																																																																																																																																																																																																																		
D I D区間：有り・無し																																																																																																																																																																																																																																																			
運搬距離 (km)	0.3 1.6以下	0.5 3.3以下	1.0 5.7以下	1.5 8.0以下	2.0 10.9以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	3.0 14.4以下	4.0 18.5以下	5.5 23.2以下	6.5 28.4以下	7.5 34.3以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	9.5 41.3以下	11.5 49.4以下	15.5 58.8以下	22.5 60.0以下	49.5 以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	60.0以下																																																																																																																																																																																																																																																		
入力番号	⑯																																																																																																																																																																																																																																																		
D I D区間：有り																																																																																																																																																																																																																																																			
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	3.0 以下	3.5 以下	5.0 以下	6.0 以下	7.0 以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	8.5 以下	11.0 以下	14.0 以下	19.5 以下	31.5 以下																																																																																																																																																																																																																																														
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮																																																																																																																																																																																																																																														
運搬距離 (km)	60.0以下																																																																																																																																																																																																																																																		
入力番号	⑯																																																																																																																																																																																																																																																		
VI-1-④-6																																																																																																																																																																																																																																																			
積算上の注意事項																																																																																																																																																																																																																																																			

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																																																																																																		
現 行		改 正																																																																																																																																																																																																		
<p style="text-align: center;">表5-3 運搬距離</p> <table border="1"> <tr> <td>設発生作業</td> <td colspan="5">コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし, 舗装版破砕</td> </tr> <tr> <td>積込工法区分</td> <td colspan="5">人力積込</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">D I D区間：無し</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3 以下</td> <td>0.5 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> <td>2.5 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>3.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.5 以下</td> <td>8.5 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>11.0 以下</td> <td>16.0 以下</td> <td>27.5 以下</td> <td>60.0 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">D I D区間：有り</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3 以下</td> <td>0.5 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>2.5 以下</td> <td>3.5 以下</td> <td>4.5 以下</td> <td>6.0 以下</td> <td>8.0 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>10.5 以下</td> <td>14.5 以下</td> <td>23.0 以下</td> <td>60.0 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。</p>		設発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし, 舗装版破砕					積込工法区分	人力積込					D I D区間：無し						運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	運搬距離 (km)	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下	入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	運搬距離 (km)	11.0 以下	16.0 以下	27.5 以下	60.0 以下		入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭		D I D区間：有り						運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	運搬距離 (km)	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	8.0 以下	入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	運搬距離 (km)	10.5 以下	14.5 以下	23.0 以下	60.0 以下		入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭		<p style="text-align: center;">表5-2 運搬距離</p> <table border="1"> <tr> <td>設発生作業</td> <td colspan="5">コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし, 舗装版破砕</td> </tr> <tr> <td>積込工法区分</td> <td colspan="5">人力積込</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">D I D区間：無し</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3 以下</td> <td>0.5 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> <td>2.5 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>3.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.5 以下</td> <td>8.5 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>11.0 以下</td> <td>16.0 以下</td> <td>27.5 以下</td> <td>60.0 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">D I D区間：有り</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3 以下</td> <td>0.5 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>2.5 以下</td> <td>3.5 以下</td> <td>4.5 以下</td> <td>6.0 以下</td> <td>8.0 以下</td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>10.5 以下</td> <td>14.5 以下</td> <td>23.0 以下</td> <td>60.0 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入力番号</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。</p>		設発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし, 舗装版破砕					積込工法区分	人力積込					D I D区間：無し						運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	運搬距離 (km)	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下	入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	運搬距離 (km)	11.0 以下	16.0 以下	27.5 以下	60.0 以下		入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭		D I D区間：有り						運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	入力番号	①	②	③	④	⑤	運搬距離 (km)	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	8.0 以下	入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	運搬距離 (km)	10.5 以下	14.5 以下	23.0 以下	60.0 以下		入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭		備考
設発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし, 舗装版破砕																																																																																																																																																																																																			
積込工法区分	人力積込																																																																																																																																																																																																			
D I D区間：無し																																																																																																																																																																																																				
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下																																																																																																																																																																																															
入力番号	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																															
運搬距離 (km)	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下																																																																																																																																																																																															
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																																																																																																																																																																															
運搬距離 (km)	11.0 以下	16.0 以下	27.5 以下	60.0 以下																																																																																																																																																																																																
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭																																																																																																																																																																																																
D I D区間：有り																																																																																																																																																																																																				
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下																																																																																																																																																																																															
入力番号	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																															
運搬距離 (km)	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	8.0 以下																																																																																																																																																																																															
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																																																																																																																																																																															
運搬距離 (km)	10.5 以下	14.5 以下	23.0 以下	60.0 以下																																																																																																																																																																																																
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭																																																																																																																																																																																																
設発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし, 舗装版破砕																																																																																																																																																																																																			
積込工法区分	人力積込																																																																																																																																																																																																			
D I D区間：無し																																																																																																																																																																																																				
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下																																																																																																																																																																																															
入力番号	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																															
運搬距離 (km)	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下																																																																																																																																																																																															
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																																																																																																																																																																															
運搬距離 (km)	11.0 以下	16.0 以下	27.5 以下	60.0 以下																																																																																																																																																																																																
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭																																																																																																																																																																																																
D I D区間：有り																																																																																																																																																																																																				
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下																																																																																																																																																																																															
入力番号	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																															
運搬距離 (km)	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	8.0 以下																																																																																																																																																																																															
入力番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																																																																																																																																																																															
運搬距離 (km)	10.5 以下	14.5 以下	23.0 以下	60.0 以下																																																																																																																																																																																																
入力番号	⑪	⑫	⑬	⑭																																																																																																																																																																																																
VI-1-④-7																																																																																																																																																																																																				
積算上の注意事項			歩掛改定に伴う表の削除																																																																																																																																																																																																	

工 種	鉄筋工
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行																																				
現 行		改 正																																				
備 考																																						
<p>4. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) 鉄筋工（太径鉄筋含む）（加工・組立）</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF201</td> <td>施工単位</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td>鉄筋材料規格・径 (表4.1)</td> <td>規格・仕様区分 ①一般構造物 ②場所打杭用 かご筋</td> <td>施工規模 ①10 t 以上 (標準) ②10 t 未満</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正 ①有 ②無</td> <td>夜間作業補正 ①有 ②無</td> <td>トンネル内作業の補正 ①有 ②無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>J 7</td> <td>J 8</td> <td>J 9</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法面作業の補正 ①有 ②無</td> <td>太径鉄筋補正 (表4.2)</td> <td>構造物種別による補正 (表4.3)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 鉄筋の材料費及びロス分を含む。 2. J 1 条件で④を選択した場合は、鉄筋コンクリート用棒鋼 [円/t] を単価入力すること。 3. J 2 条件で②を選択した場合は、J 6, J 7, J 9 条件は選択する必要はない。 4. 1 工事に2つ以上の規格・仕様を適用する場合、J 3 条件は1 工事全体数量で判断する。 5. J 3 条件で②を選択した場合は、J 4 条件は選択する必要はない。 6. J 6 条件で①を選択した場合は、J 4, J 5, J 9 条件は選択する必要はない。 7. J 8 条件の入力にあたっては、1 単位当り構造物に使用する全ての鉄筋規格で同じ太径鉄筋補正を行うこと。 1 単位当り構造物の参考例: ① 1 工事で複数の橋脚を施工する場合、橋脚 1 基毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。 ② 1 工事で複数の場所打杭用かご筋を施工する場合、杭 1 本毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。 8. J 8 条件で②～④を選択した場合は、J 9 条件の④, ⑤は選択できない。 9. J 9 条件の④橋梁用床版 (P C 床版は除く) は、鋼橋用及びコンクリート橋 (P C コンボ橋, P C 合成桁橋) 用床版の場合に適用する。</p>		施工歩掛コード	SF201	施工単位	t	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	鉄筋材料規格・径 (表4.1)	規格・仕様区分 ①一般構造物 ②場所打杭用 かご筋	施工規模 ①10 t 以上 (標準) ②10 t 未満	時間的制約を受ける場合の補正 ①有 ②無	夜間作業補正 ①有 ②無	トンネル内作業の補正 ①有 ②無		J 7	J 8	J 9					法面作業の補正 ①有 ②無	太径鉄筋補正 (表4.2)	構造物種別による補正 (表4.3)				<p>現行どおり</p> <p>(注) 1. 鉄筋の材料費及びロス分を含む。 2. J 1 条件で④を選択した場合は、鉄筋コンクリート用棒鋼 [円/t] を単価入力すること。 3. J 2 条件で②を選択した場合は、J 6, J 7, J 9 条件は選択する必要はない。 4. 1 工事に2つ以上の規格・仕様を適用する場合、J 3 条件は1 工事全体数量で判断する。 5. J 3 条件で②を選択した場合は、J 4 条件は<u>選択する必要はない。②で固定される。</u> 6. <u>J 4 条件で②及びJ 5 条件で②を選択した場合は、J 6 条件で①を選択することができる。</u> 7. <u>J 6 条件で①を選択した場合は、J 7 条件は②、J 9 条件は①で固定される。</u> 8. <u>J 6 条件で②、J 7 条件で①を選択した場合は、J 9 条件は①で固定される。</u> 9. J 8 条件の入力にあたっては、1 単位当り構造物に使用する全ての鉄筋規格で同じ太径鉄筋補正を行うこと。 1 単位当り構造物の参考例: ① 1 工事で複数の橋脚を施工する場合、橋脚 1 基毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。 ② 1 工事で複数の場所打杭用かご筋を施工する場合、杭 1 本毎の太径鉄筋割合により太径鉄筋補正を行う。 8.10. J 8 条件で②～④を選択した場合は、J 9 条件の④, ⑤は選択できない。 9.11. J 9 条件の④橋梁用床版 (P C 床版は除く) は、鋼橋用及びコンクリート橋 (P C コンボ橋, P C 合成桁橋) 用床版の場合に適用する。</p>	
施工歩掛コード	SF201	施工単位	t																																			
施工区分	入 力 条 件																																					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																
	鉄筋材料規格・径 (表4.1)	規格・仕様区分 ①一般構造物 ②場所打杭用 かご筋	施工規模 ①10 t 以上 (標準) ②10 t 未満	時間的制約を受ける場合の補正 ①有 ②無	夜間作業補正 ①有 ②無	トンネル内作業の補正 ①有 ②無																																
	J 7	J 8	J 9																																			
	法面作業の補正 ①有 ②無	太径鉄筋補正 (表4.2)	構造物種別による補正 (表4.3)																																			
積算上の注意事項		記載の変更																																				

VI-2-①-8

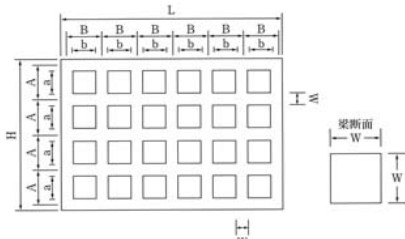
改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																																																																																																						
現 行		改 正																																																																																																																																																																																																						
<p>表4.1 鉄筋材料規格・径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>番 号</th> <th>区 分</th> <th>番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SD295A</td> <td>D10</td> <td>①</td> <td>D13</td> <td>⑭</td> </tr> <tr> <td>D13</td> <td>②</td> <td>D16</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>D16</td> <td>③</td> <td>D19</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">SD345</td> <td>D10</td> <td>④</td> <td>D22</td> <td>⑳</td> </tr> <tr> <td>D13</td> <td>⑤</td> <td>D25</td> <td>㉑</td> </tr> <tr> <td>D16~D25</td> <td>⑥</td> <td>D29</td> <td>㉒</td> </tr> <tr> <td>D29~D32</td> <td>⑦</td> <td>D32</td> <td>㉓</td> </tr> <tr> <td>D35</td> <td>⑧</td> <td>D35</td> <td>㉔</td> </tr> <tr> <td>D38</td> <td>⑨</td> <td>D38</td> <td>㉕</td> </tr> <tr> <td>D41</td> <td>⑩</td> <td>D41</td> <td>㉖</td> </tr> <tr> <td>D51</td> <td>⑪</td> <td>D51</td> <td>㉗</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">SD390</td> <td>D25</td> <td>⑫</td> <td>D25</td> <td>㉘</td> </tr> <tr> <td>D29</td> <td>⑬</td> <td>D29</td> <td>㉙</td> </tr> <tr> <td>D32</td> <td>⑭</td> <td>D32</td> <td>㉚</td> </tr> <tr> <td>D35</td> <td>⑮</td> <td>D35</td> <td>㉛</td> </tr> <tr> <td>D38</td> <td>⑯</td> <td>D38</td> <td>㉜</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SD490</td> <td>D35</td> <td>⑰</td> <td>D35</td> <td>㉝</td> </tr> <tr> <td>D38</td> <td>⑱</td> <td>D38</td> <td>㉞</td> </tr> <tr> <td>D41</td> <td>⑲</td> <td>D41</td> <td>㉟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SR235</td> <td>φ 9</td> <td>㉑</td> <td colspan="2">各 種</td> </tr> <tr> <td>φ 13</td> <td>㉒</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>φ 16~25</td> <td>㉓</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	番 号	区 分	番 号	SD295A	D10	①	D13	⑭	D13	②	D16	⑮	D16	③	D19	⑯	SD345	D10	④	D22	⑳	D13	⑤	D25	㉑	D16~D25	⑥	D29	㉒	D29~D32	⑦	D32	㉓	D35	⑧	D35	㉔	D38	⑨	D38	㉕	D41	⑩	D41	㉖	D51	⑪	D51	㉗	SD390	D25	⑫	D25	㉘	D29	⑬	D29	㉙	D32	⑭	D32	㉚	D35	⑮	D35	㉛	D38	⑯	D38	㉜	SD490	D35	⑰	D35	㉝	D38	⑱	D38	㉞	D41	⑲	D41	㉟	SR235	φ 9	㉑	各 種		φ 13	㉒			φ 16~25	㉓			<p>表4.1 鉄筋材料規格・径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>番 号</th> <th>区 分</th> <th>番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>SD295</u></td> <td>D10</td> <td>①</td> <td>D13</td> <td>⑭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D13</td> <td>②</td> <td>D16</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D16</td> <td>③</td> <td>D19</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">SD345</td> <td>D10</td> <td>④</td> <td>D22</td> <td>⑳</td> </tr> <tr> <td>D13</td> <td>⑤</td> <td>D25</td> <td>㉑</td> </tr> <tr> <td>D16~D25</td> <td>⑥</td> <td>D29</td> <td>㉒</td> </tr> <tr> <td>D29~D32</td> <td>⑦</td> <td>D32</td> <td>㉓</td> </tr> <tr> <td>D35</td> <td>⑧</td> <td>D35</td> <td>㉔</td> </tr> <tr> <td>D38</td> <td>⑨</td> <td>D38</td> <td>㉕</td> </tr> <tr> <td>D41</td> <td>⑩</td> <td>D41</td> <td>㉖</td> </tr> <tr> <td>D51</td> <td>⑪</td> <td>D51</td> <td>㉗</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">SD390</td> <td>D25</td> <td>⑫</td> <td>D25</td> <td>㉘</td> </tr> <tr> <td>D29</td> <td>⑬</td> <td>D29</td> <td>㉙</td> </tr> <tr> <td>D32</td> <td>⑭</td> <td>D32</td> <td>㉚</td> </tr> <tr> <td>D35</td> <td>⑮</td> <td>D35</td> <td>㉛</td> </tr> <tr> <td>D38</td> <td>⑯</td> <td>D38</td> <td>㉜</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SD490</td> <td>D35</td> <td>⑰</td> <td>D35</td> <td>㉝</td> </tr> <tr> <td>D38</td> <td>⑱</td> <td>D38</td> <td>㉞</td> </tr> <tr> <td>D41</td> <td>⑲</td> <td>D41</td> <td>㉟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SR235</td> <td>φ 9</td> <td>㉑</td> <td colspan="2">各 種</td> </tr> <tr> <td>φ 13</td> <td>㉒</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>φ 16~25</td> <td>㉓</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	番 号	区 分	番 号	<u>SD295</u>	D10	①	D13	⑭		D13	②	D16	⑮		D16	③	D19	⑯	SD345	D10	④	D22	⑳	D13	⑤	D25	㉑	D16~D25	⑥	D29	㉒	D29~D32	⑦	D32	㉓	D35	⑧	D35	㉔	D38	⑨	D38	㉕	D41	⑩	D41	㉖	D51	⑪	D51	㉗	SD390	D25	⑫	D25	㉘	D29	⑬	D29	㉙	D32	⑭	D32	㉚	D35	⑮	D35	㉛	D38	⑯	D38	㉜	SD490	D35	⑰	D35	㉝	D38	⑱	D38	㉞	D41	⑲	D41	㉟	SR235	φ 9	㉑	各 種		φ 13	㉒			φ 16~25	㉓			備考
区 分	番 号	区 分	番 号																																																																																																																																																																																																					
SD295A	D10	①	D13	⑭																																																																																																																																																																																																				
	D13	②	D16	⑮																																																																																																																																																																																																				
	D16	③	D19	⑯																																																																																																																																																																																																				
SD345	D10	④	D22	⑳																																																																																																																																																																																																				
	D13	⑤	D25	㉑																																																																																																																																																																																																				
	D16~D25	⑥	D29	㉒																																																																																																																																																																																																				
	D29~D32	⑦	D32	㉓																																																																																																																																																																																																				
	D35	⑧	D35	㉔																																																																																																																																																																																																				
	D38	⑨	D38	㉕																																																																																																																																																																																																				
	D41	⑩	D41	㉖																																																																																																																																																																																																				
	D51	⑪	D51	㉗																																																																																																																																																																																																				
SD390	D25	⑫	D25	㉘																																																																																																																																																																																																				
	D29	⑬	D29	㉙																																																																																																																																																																																																				
	D32	⑭	D32	㉚																																																																																																																																																																																																				
	D35	⑮	D35	㉛																																																																																																																																																																																																				
	D38	⑯	D38	㉜																																																																																																																																																																																																				
SD490	D35	⑰	D35	㉝																																																																																																																																																																																																				
	D38	⑱	D38	㉞																																																																																																																																																																																																				
	D41	⑲	D41	㉟																																																																																																																																																																																																				
SR235	φ 9	㉑	各 種																																																																																																																																																																																																					
	φ 13	㉒																																																																																																																																																																																																						
	φ 16~25	㉓																																																																																																																																																																																																						
区 分	番 号	区 分	番 号																																																																																																																																																																																																					
<u>SD295</u>	D10	①	D13	⑭																																																																																																																																																																																																				
	D13	②	D16	⑮																																																																																																																																																																																																				
	D16	③	D19	⑯																																																																																																																																																																																																				
SD345	D10	④	D22	⑳																																																																																																																																																																																																				
	D13	⑤	D25	㉑																																																																																																																																																																																																				
	D16~D25	⑥	D29	㉒																																																																																																																																																																																																				
	D29~D32	⑦	D32	㉓																																																																																																																																																																																																				
	D35	⑧	D35	㉔																																																																																																																																																																																																				
	D38	⑨	D38	㉕																																																																																																																																																																																																				
	D41	⑩	D41	㉖																																																																																																																																																																																																				
	D51	⑪	D51	㉗																																																																																																																																																																																																				
SD390	D25	⑫	D25	㉘																																																																																																																																																																																																				
	D29	⑬	D29	㉙																																																																																																																																																																																																				
	D32	⑭	D32	㉚																																																																																																																																																																																																				
	D35	⑮	D35	㉛																																																																																																																																																																																																				
	D38	⑯	D38	㉜																																																																																																																																																																																																				
SD490	D35	⑰	D35	㉝																																																																																																																																																																																																				
	D38	⑱	D38	㉞																																																																																																																																																																																																				
	D41	⑲	D41	㉟																																																																																																																																																																																																				
SR235	φ 9	㉑	各 種																																																																																																																																																																																																					
	φ 13	㉒																																																																																																																																																																																																						
	φ 16~25	㉓																																																																																																																																																																																																						
<p>表4.2 太径鉄筋補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>太径鉄筋</th> <th>番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%未満(補正無)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>20%以上40%未満</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>40%以上</td> <td>④</td> </tr> </tbody> </table>		太径鉄筋	番 号	10%未満(補正無)	①	10%以上20%未満	②	20%以上40%未満	③	40%以上	④	<p>表4.3 構造物種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正無(一般構造物)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>切梁のある構造物</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>R C場所打ホロースラブ橋</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>差筋及び杭頭処理</td> <td>⑥</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	番 号	補正無(一般構造物)	①	切梁のある構造物	②	地下構造物	③	橋梁用床版	④	R C場所打ホロースラブ橋	⑤	差筋及び杭頭処理	⑥																																																																																																																																																																													
太径鉄筋	番 号																																																																																																																																																																																																							
10%未満(補正無)	①																																																																																																																																																																																																							
10%以上20%未満	②																																																																																																																																																																																																							
20%以上40%未満	③																																																																																																																																																																																																							
40%以上	④																																																																																																																																																																																																							
区 分	番 号																																																																																																																																																																																																							
補正無(一般構造物)	①																																																																																																																																																																																																							
切梁のある構造物	②																																																																																																																																																																																																							
地下構造物	③																																																																																																																																																																																																							
橋梁用床版	④																																																																																																																																																																																																							
R C場所打ホロースラブ橋	⑤																																																																																																																																																																																																							
差筋及び杭頭処理	⑥																																																																																																																																																																																																							
VI-2-①-9		現行どおり																																																																																																																																																																																																						
積算上の注意事項			記載の変更																																																																																																																																																																																																					

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																			
現	行	改 正	備 考																			
<p>2-4 加算額 (1) 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.11 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規 格 ・ 仕 様</th> <th colspan="2">適 用 基 準</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">加 算 額</td> <td rowspan="3">標準支柱より 長い場合 (B・Cタイプ)</td> <td>支柱間隔4m</td> <td rowspan="3">支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対 象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">m</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">対 象 数 量</td> </tr> <tr> <td>支柱間隔3m</td> </tr> <tr> <td>支柱間隔2m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曲げ支柱の場合 (B・Cタイプ)</td> <td>支柱間隔4m</td> <td rowspan="3">対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。</td> </tr> <tr> <td>支柱間隔3m</td> </tr> <tr> <td>支柱間隔2m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100)×(K₁×K₂×K₃) (注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間={設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}-材料費_{※(1)} ※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費_{※(2)}+曲げ加工費)とする。 また、21m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額(土中建設の場合 は標準材料費_{※(2)}を40%割増、コンクリート建設の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増)を控除 すること。 ※(2) 21m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費(m単価)を指す。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(2) 景観色ガードレールの設置手間(機・労・材)の算出は、次式による。 (景観色ガードレールとは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本 3色等)を施した製品) 設置手間={設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}-材料費_{※(1)}+材料費(景観色)_{※(3)} ※(3) 21m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(景観色)に施工規模を考慮した 材料費相当額(土中建設の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増、コンクリート建設の場合には標準材 料費_{※(2)}を30%割増)を加算すること。</p> </div> <p>(3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4 及び5は、上級種別の規格を適用する。 (4) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間={撤去単価(標準の市場単価)×補正係数} + {設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数-材料費_{※(1)}} (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定 する。 (6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わ ず適用可能。 (7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労) を別途計上する。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-6</p>		規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準		単 位	備 考	加 算 額	標準支柱より 長い場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対 象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対 象 数 量	支柱間隔3m	支柱間隔2m	曲げ支柱の場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	支柱間隔3m	支柱間隔2m	<p>現行どおり</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>(2) 景観色ガードレールの設置手間費 (機・労・材)の算出は、次式による。 (景観色ガードレールとは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本 3色等)を施した製品) 設置手間費={設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}-材料費_{※(1)}+材料費(景観色)_{※(3)} ※(3) 21m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(景観色)に施工規模を考慮した 材料費相当額(土中建設の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増、コンクリート建設の場合には標準材 料費_{※(2)}を30%割増)を加算すること。</p> </div> <p>現行どおり</p>	記載の変更
規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準		単 位	備 考																	
加 算 額	標準支柱より 長い場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対 象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対 象 数 量																	
		支柱間隔3m																				
		支柱間隔2m																				
	曲げ支柱の場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。																			
		支柱間隔3m																				
		支柱間隔2m																				
積算上の注意事項																						

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																	
現 行	改 正	現 行	備 考																	
<p>2-4 加算額 (1) 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.8 加算額の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">規 格 ・ 仕 様</th> <th colspan="2">適 用 基 準</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">加算額</td> <td>標準支柱より長い場合 B・C種</td> <td>支柱間隔 2m</td> <td>支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。</td> <td>m</td> <td>対象 数量</td> </tr> <tr> <td>曲げ支柱の場合 B・C種</td> <td>支柱間隔 2m</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。</td> <td>m</td> <td>対象 数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量＋加算額総金額(注2) (注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100)×(K₁×K₂×K₃) (注2) 加算額総金額＝加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間＝(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)－材料費^{※(1)} ※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費^{※(2)}＋曲げ加工費)とする。 また、20m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合、 コンクリート建込の場合ともに標準材料費^{※(2)}×30%割増)を控除すること。 ※(2) 20m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費(m単価)を指す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(2) 景観色の設置手間(機・労・材)の算出は、次式による。 (景観色とは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等)を施した製品) 設置手間＝(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)－材料費^{※(1)}＋材料費(景観色)^{※(3)} ※(3) 20m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(景観色)に施工規模を考慮した 材料費相当額(土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費^{※(2)}×30%割増)を加算 すること。</p> </div> <p>(3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間＝(撤去単価(標準の市場単価)×補正係数)＋(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係 数－材料費^{※(1)})</p> <p>(4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労) を別途計上する。</p> <p>(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定 する。</p>		規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準		単 位	備 考	加算額	標準支柱より長い場合 B・C種	支柱間隔 2m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象 数量	曲げ支柱の場合 B・C種	支柱間隔 2m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象 数量	<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<p>記載の修正</p>
規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準		単 位	備 考															
加算額	標準支柱より長い場合 B・C種	支柱間隔 2m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象 数量															
	曲げ支柱の場合 B・C種	支柱間隔 2m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象 数量															
VI-2-③-20																				
積算上の注意事項																				

改正理由	一部改正	改正		備考																																																						
		現	行																																																							
	<p>現 行</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">アン カー 設 置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">支 柱 設 置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">残 土 の 積 込</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">残 土 の 運 搬</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">残 土 の 処 理 (処 分 費 処 理)</div> </div> </div> </div> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 支柱設置用アンカーの材料費及び設置費を含む。 3. 支柱設置時に発生する残土の処理(処分費)は含まない。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様区分 落石防止網(ロックネット)設置工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。</p> <p>表2.1 市場単価の規格・仕様区分(金網・ロープ設置)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径2.6mm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径3.2mm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径4.0mm</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径5.0mm</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 表中の()内は、JIS G 3552による。 2. 金網の表面仕様は、亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4)を標準とし、亜鉛メッキカラー3, 4種(C-GS3, 4)、厚メッキ7種(Z-GS7)、厚メッキカラー7種(C-GS7)及び合成樹脂(ポリエチレン)被覆3, 4種(E-GH3, 4)を使用する場合は、補正係数を適用する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>表2.2 市場単価の規格・仕様区分(アンカー設置)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">岩盤用</td> <td>D22mm × 長 1,000mm</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D25mm × 長 1,000mm</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D29mm × 長 1,000mm</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D32mm × 長 1,000mm</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">土中用</td> <td>羽根付アンカー</td> <td>径 25mm × 長 1,500mm 箇所</td> </tr> <tr> <td>高耐久アンカー(プレート羽付)</td> <td>アンカー有効長 1,500mm 箇所</td> </tr> <tr> <td>高耐久アンカー(溝形鋼羽付)</td> <td>アンカー有効長 2,000mm 箇所</td> </tr> <tr> <td>高耐久アンカー(溝形鋼羽付)</td> <td>アンカー有効長 1,500mm 箇所</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>表2.3 市場単価の規格・仕様区分(支柱設置)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ポケット式支柱 (アンカー固定式)</td> <td>支柱高 2.0m</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>支柱高 2.5m</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>支柱高 3.0m</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>支柱高 3.5m</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>支柱高 4.0m</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 支柱設置用のアンカーは岩盤用を標準とし、土中用の場合は補正係数を適用する。</p>	工 種	市場単価			機	労	材	支柱設置	○	○	○	規格・仕様	単 位	亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径2.6mm	m ²	亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径3.2mm	m ²	亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径4.0mm	m ²	亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径5.0mm	m ²	規格・仕様		単 位	岩盤用	D22mm × 長 1,000mm	箇所	D25mm × 長 1,000mm	箇所	D29mm × 長 1,000mm	箇所	D32mm × 長 1,000mm	箇所	土中用	羽根付アンカー	径 25mm × 長 1,500mm 箇所	高耐久アンカー(プレート羽付)	アンカー有効長 1,500mm 箇所	高耐久アンカー(溝形鋼羽付)	アンカー有効長 2,000mm 箇所	高耐久アンカー(溝形鋼羽付)	アンカー有効長 1,500mm 箇所	規格・仕様	単 位	ポケット式支柱 (アンカー固定式)	支柱高 2.0m	箇所	支柱高 2.5m	箇所	支柱高 3.0m	箇所	支柱高 3.5m	箇所	支柱高 4.0m	箇所	<p>改 正</p> <p>現 行</p>	<p>備 考</p> <p>記載の修正</p>
工 種	市場単価																																																									
	機	労	材																																																							
支柱設置	○	○	○																																																							
規格・仕様	単 位																																																									
亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径2.6mm	m ²																																																									
亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径3.2mm	m ²																																																									
亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径4.0mm	m ²																																																									
亜鉛メッキ3, 4種(Z-GS3, 4) 線径5.0mm	m ²																																																									
規格・仕様		単 位																																																								
岩盤用	D22mm × 長 1,000mm	箇所																																																								
	D25mm × 長 1,000mm	箇所																																																								
	D29mm × 長 1,000mm	箇所																																																								
	D32mm × 長 1,000mm	箇所																																																								
土中用	羽根付アンカー	径 25mm × 長 1,500mm 箇所																																																								
	高耐久アンカー(プレート羽付)	アンカー有効長 1,500mm 箇所																																																								
	高耐久アンカー(溝形鋼羽付)	アンカー有効長 2,000mm 箇所																																																								
	高耐久アンカー(溝形鋼羽付)	アンカー有効長 1,500mm 箇所																																																								
規格・仕様	単 位																																																									
ポケット式支柱 (アンカー固定式)	支柱高 2.0m	箇所																																																								
	支柱高 2.5m	箇所																																																								
	支柱高 3.0m	箇所																																																								
	支柱高 3.5m	箇所																																																								
	支柱高 4.0m	箇所																																																								
	<p>現 行</p>	<p>改 正</p>	<p>備 考</p>																																																							
積算上の注意事項																																																										

改正理由	一部改正	改正	備考																																																																								
		現行																																																																									
現 行		改 正																																																																									
<p>表4.4 規格・仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 格・仕 様</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>岩盤用 D22mm×長1000mm</td><td>①</td></tr> <tr><td>岩盤用 D25mm×長1000mm</td><td>②</td></tr> <tr><td>岩盤用 D29mm×長1000mm</td><td>③</td></tr> <tr><td>岩盤用 D32mm×長1000mm</td><td>④</td></tr> <tr><td>羽根付アンカー 径25mm×長1500mm</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>高耐久アンカー(プレート羽付) 長1500mm</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>〃 (〃) 長2000mm</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>高耐久アンカー(溝形鋼羽付) 長1500mm</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>〃 (〃) 長2000mm</td><td>⑨</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 支柱(ポケット式)設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>SF259</th> <th>施工単位</th> <th>箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> </tr> <tr> <td>規格・仕様 (表 4.5)</td> <td>支柱設置 形式補正 ①岩盤用 ②土中用</td> <td>施工規模に よる加算 (表 4.3)</td> <td>時間的制約 を受ける 場合の補正 ① 無 ② 有</td> <td>夜間作業 補 正 ① 無 ② 有</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. J 3条件の判定は、1工事の金網の合計数量で判定すること。 2. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。</p> <p>表4.5 規格・仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 格・仕 様</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>支柱高 2.0m</td><td>①</td></tr> <tr><td>支柱高 2.5m</td><td>②</td></tr> <tr><td>支柱高 3.0m</td><td>③</td></tr> <tr><td>支柱高 3.5m</td><td>④</td></tr> <tr><td>支柱高 4.0m</td><td>⑤</td></tr> </tbody> </table>		規 格・仕 様	番号	岩盤用 D22mm×長1000mm	①	岩盤用 D25mm×長1000mm	②	岩盤用 D29mm×長1000mm	③	岩盤用 D32mm×長1000mm	④	羽根付アンカー 径25mm×長1500mm	⑤	高耐久アンカー(プレート羽付) 長1500mm	⑥	〃 (〃) 長2000mm	⑦	高耐久アンカー(溝形鋼羽付) 長1500mm	⑧	〃 (〃) 長2000mm	⑨	施工歩掛コード	SF259	施工単位	箇所	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	規格・仕様 (表 4.5)	支柱設置 形式補正 ①岩盤用 ②土中用	施工規模に よる加算 (表 4.3)	時間的制約 を受ける 場合の補正 ① 無 ② 有	夜間作業 補 正 ① 無 ② 有	規 格・仕 様	番号	支柱高 2.0m	①	支柱高 2.5m	②	支柱高 3.0m	③	支柱高 3.5m	④	支柱高 4.0m	⑤	<p>表4.4 規格・仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 格・仕 様</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>岩盤用 D22mm×長1,000mm</td><td>①</td></tr> <tr><td>岩盤用 D25mm×長1,000mm</td><td>②</td></tr> <tr><td>岩盤用 D29mm×長1,000mm</td><td>③</td></tr> <tr><td>岩盤用 D32mm×長1,000mm</td><td>④</td></tr> <tr><td>羽根付アンカー 径25mm×長1,500mm</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>高耐久アンカー(プレート羽付) 長1,500mm</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>〃 (〃) 長2,000mm</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>高耐久アンカー(溝形鋼羽付) 長1,500mm</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>〃 (〃) 長2,000mm</td><td>⑨</td></tr> </tbody> </table> <p>現行どおり</p>		規 格・仕 様	番号	岩盤用 D22mm×長1,000mm	①	岩盤用 D25mm×長1,000mm	②	岩盤用 D29mm×長1,000mm	③	岩盤用 D32mm×長1,000mm	④	羽根付アンカー 径25mm×長1,500mm	⑤	高耐久アンカー(プレート羽付) 長1,500mm	⑥	〃 (〃) 長2,000mm	⑦	高耐久アンカー(溝形鋼羽付) 長1,500mm	⑧	〃 (〃) 長2,000mm	⑨	記載の修正
規 格・仕 様	番号																																																																										
岩盤用 D22mm×長1000mm	①																																																																										
岩盤用 D25mm×長1000mm	②																																																																										
岩盤用 D29mm×長1000mm	③																																																																										
岩盤用 D32mm×長1000mm	④																																																																										
羽根付アンカー 径25mm×長1500mm	⑤																																																																										
高耐久アンカー(プレート羽付) 長1500mm	⑥																																																																										
〃 (〃) 長2000mm	⑦																																																																										
高耐久アンカー(溝形鋼羽付) 長1500mm	⑧																																																																										
〃 (〃) 長2000mm	⑨																																																																										
施工歩掛コード	SF259	施工単位	箇所																																																																								
施工区分	入 力 条 件																																																																										
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5																																																																						
	規格・仕様 (表 4.5)	支柱設置 形式補正 ①岩盤用 ②土中用	施工規模に よる加算 (表 4.3)	時間的制約 を受ける 場合の補正 ① 無 ② 有	夜間作業 補 正 ① 無 ② 有																																																																						
規 格・仕 様	番号																																																																										
支柱高 2.0m	①																																																																										
支柱高 2.5m	②																																																																										
支柱高 3.0m	③																																																																										
支柱高 3.5m	④																																																																										
支柱高 4.0m	⑤																																																																										
規 格・仕 様	番号																																																																										
岩盤用 D22mm×長1,000mm	①																																																																										
岩盤用 D25mm×長1,000mm	②																																																																										
岩盤用 D29mm×長1,000mm	③																																																																										
岩盤用 D32mm×長1,000mm	④																																																																										
羽根付アンカー 径25mm×長1,500mm	⑤																																																																										
高耐久アンカー(プレート羽付) 長1,500mm	⑥																																																																										
〃 (〃) 長2,000mm	⑦																																																																										
高耐久アンカー(溝形鋼羽付) 長1,500mm	⑧																																																																										
〃 (〃) 長2,000mm	⑨																																																																										
積算上の注意事項		VI-2-③-47																																																																									

改正理由	一部改正	改正 現行	備考												
現 行	改 正		備 考												
<p>2-4 加算額 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.4 加算額の適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">規 格 ・ 仕 様</th> <th style="width: 65%;">適 用 基 準</th> <th style="width: 20%;">単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">加算額</td> <td>水切モルタル・コンクリート</td> <td>水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td>表面コテ仕上げをする場合</td> <td>吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td>間詰モルタル・コンクリート</td> <td>間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 加算額総金額(注2) (注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₁ または S₁、S₂ または S₁/100) × (K₁ × K₂) (注2) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>計算方法 縦枠：H × { (L - W) ÷ B + 1 } 横枠：b × { (L - W) ÷ B } × { (H - W) ÷ A + 1 }</p> </div> <p>(2) 土質及び法勾配は問わない。 (3) モルタル・コンクリートの強度は 18N/mm²程度以上とする。 (4) 異形棒鋼の材質は SD295A, SD345 を問わない。 (5) スターラップ(梁断面サイズ 400×400 以上)及び水抜パイプの有無は問わない。 (6) 仮設ロープ等による施工を標準とする。 (7) 主アンカー(法枠交点部のアンカー)の種類による市場単価の適用の可否は次表による。 また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー(アンカーピン)の長さは 1.0m 以内とする。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-④-16</p>	規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単 位	加算額	水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	㎡	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	㎡	間詰モルタル・コンクリート	間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	㎡	<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<p>記載の変更</p>
規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単 位													
加算額	水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	㎡												
	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	㎡												
	間詰モルタル・コンクリート	間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	㎡												
積算上の注意事項															

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																													
	現 行	改 正																																																														
	<p>4. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) 吹付砕工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF323</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>規格・仕様</td> <td>施工規模</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正</td> </tr> <tr> <td>(表 4.1)</td> <td>(表 4.2)</td> <td>①無 ②有</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 2条件で②～④を選択した場合は、J 3条件は①で固定される。</p> <p>2. 目地については別途計上すること。</p> <p>3. J 2条件は、コンクリート吹付け、モルタル吹付けを問わず1工事の全体数量で判定する。</p> <p>4. 枠内吹付けが必要な場合は、「第VI編第2章④-1法面工」により別途計上すること。</p> <p>5. 枠内中詰が必要な場合は、「第II編第2章①-4コンクリート法砕工」により別途計上すること。</p> <p>表 4.1 規格・仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様 梁断面</th> <th>入力番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>150 × 150</td><td>①</td></tr> <tr><td>200 × 200</td><td>②</td></tr> <tr><td>300 × 300</td><td>③</td></tr> <tr><td>400 × 400</td><td>④</td></tr> <tr><td>500 × 500</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>600 × 600</td><td>⑥</td></tr> </tbody> </table> <p>表 4.2 施工規模</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施 工 規 模</th> <th>入力番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>500m以上 (標準)</td><td>①</td></tr> <tr><td>250m以上 500m未満</td><td>②</td></tr> <tr><td>100m以上 250m未満</td><td>③</td></tr> <tr><td>100m未満</td><td>④</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) ラス張工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF327</td> <td>施工単位</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>施工規模</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正</td> <td>法面清掃を必要としない場合の補正</td> </tr> <tr> <td>(表 4.3)</td> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②有</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 1条件で②～④を選択した場合は、J 2条件は①で固定される。</p> <p>2. J 3条件は吹付砕工に適用する場合は①、客土吹付工に適用する場合は②を選択すること。②を選択することにより、法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-④-18</p>	施工歩掛コード	SF323	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	規格・仕様	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	(表 4.1)	(表 4.2)	①無 ②有	規格・仕様 梁断面	入力番号	150 × 150	①	200 × 200	②	300 × 300	③	400 × 400	④	500 × 500	⑤	600 × 600	⑥	施 工 規 模	入力番号	500m以上 (標準)	①	250m以上 500m未満	②	100m以上 250m未満	③	100m未満	④	施工歩掛コード	SF327	施工単位	m ²	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	法面清掃を必要としない場合の補正	(表 4.3)	①無 ②有	①無 ②有	<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<p>(注) 1. J 2条件で②～④を選択した場合は、J 3条件は②で固定される 選択できない。</p> <p>(注) 1. J 1条件で②～④を選択した場合は、J 2条件は①で固定される 選択できない。</p>	記載の変更
施工歩掛コード	SF323	施工単位	m																																																													
施工区分	入 力 条 件																																																															
各 種	J 1	J 2	J 3																																																													
	規格・仕様	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正																																																													
	(表 4.1)	(表 4.2)	①無 ②有																																																													
規格・仕様 梁断面	入力番号																																																															
150 × 150	①																																																															
200 × 200	②																																																															
300 × 300	③																																																															
400 × 400	④																																																															
500 × 500	⑤																																																															
600 × 600	⑥																																																															
施 工 規 模	入力番号																																																															
500m以上 (標準)	①																																																															
250m以上 500m未満	②																																																															
100m以上 250m未満	③																																																															
100m未満	④																																																															
施工歩掛コード	SF327	施工単位	m ²																																																													
施工区分	入 力 条 件																																																															
各 種	J 1	J 2	J 3																																																													
	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	法面清掃を必要としない場合の補正																																																													
	(表 4.3)	①無 ②有	①無 ②有																																																													
積算上の注意事項																																																																

工 種	道路植栽工
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																
現 行	改 正	現 行	備 考																																
<p>⑤ 道路植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高3m以上、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれしている場合の幹周は各々の総和の70%とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。</p> <p>2) 植樹工の高木幹周60cm以上90cm未満を人力施工する場合。</p> <p>3) 地被類植付工でさき類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。</p> <p>4) 地被類植付工でコンテナ径12cmを超える被地類、または高さ(長さ)60cmを超える地被類を使用する場合。</p> <p>5) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。</p> <p>6) 植樹管理(除草)を機械施工する場合。</p> <p>7) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>植樹工</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">※</td> </tr> </table> <p>小 運 → 植 穴 → 土 壌 改 良 材 等 の 混 入 → 植 付 け → 埋 戻 し → 養 生 (水 き め) → 残 土 積 込 又 は 現 場 付 近 に 敷 均 し → 残 土 運 搬 → 残 土 処 分</p> <p>(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。 2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。 3. ※については、施工単価入力基準表(SF347)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>小 運 → 支 柱 設 置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱撤去</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>支 柱 撤 去 → 積 込 み → 運 搬 → 処 分</p> <p>(注) 1. 発生材処分における運搬を含む。 2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑤-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	植樹工	○	○	※	工 種	市場単価			機	労	材	支柱設置	/	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	支柱撤去	○	○	/	<p>⑤ 道路植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高3m以上、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれしている場合の幹周は各々の総和の70%とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。</p> <p>2) 植樹工の高木幹周60cm以上90cm未満を人力施工する場合。</p> <p>3) 地被類植付工でさき類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。</p> <p>4) 地被類植付工でコンテナ径12cmを超える被地類、または高さ(長さ)60cmを超える地被類を使用する場合。</p> <p>5) <u>植樹管理(せん定)で定期的なせん定を行っていない場合</u></p> <p>6) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。</p> <p>7) 植樹管理(除草)を機械施工する場合。</p> <p>8) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p>	<p style="text-align: center;">記載の追加</p>
工 種		市場単価																																	
	機	労	材																																
植樹工	○	○	※																																
工 種	市場単価																																		
	機	労	材																																
支柱設置	/	○	○																																
工 種	市場単価																																		
	機	労	材																																
支柱撤去	○	○	/																																
積算上の注意事項																																			

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

＜参考資料＞ ◆市場標準適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 造 社 名	伸 縮 装 置	【 用 途 範 疇 】				【 構 造 関 係 】				特 殊 注 意 事 項	備 考	
		歩 道 道 路	環 境 対 応	設 置 方 向	遊 歩 道 形 状	伸 縮 量	伸 縮 体 積	分 類	形 式			
アール	ユースジョイント	○	○	○	○	50~120	14.9~16.2	62.0~180.0	○	○	○	
	MF-35, 50-1	○			○	35~50	9.4	39.1~39.6	○	○	○	
	MF-60, 70, 80, 100, 120, 135-1	○			○	60~135	9.4	34.0~80.7	○	○	○	
S&S	RMSジョイント	○	○	○	○	20~80	6.24	66.70~164.8	○	○	○	誘導板別途
	RMSI-200, 300, 400, RMSII-300A	○			○	20~80	6.24	66.70~164.8	○	○	○	二重土木構造物に適用可能
	RMA-40, 60, 80, 100, 140	○	○	○	○	60~160	14.17~29.39	67.6~169.14	○	○	○	誘導板別途
シーベック	シーベックジョイント	○			○	60~160	14.17~29.39	61.20~174.98	○	○	○	二重土木構造物に適用可能
	SP-60MA, 80MA, 110MA, 140MA	○			○	60~160	12.86~14.36	61.36~151.92	○	○	○	
	TR-50	○			○	50	1.99	13.96	○	○	○	
S&M	SS-20V, 30V	○			○	20~30	6.2	35.0~56.5	○	○	○	
	SS-40V	○			○	40	6.2	67.5	○	○	○	
	STジョイント	○			○	20~80	6.2~9.4	64.2~156.5	○	○	○	誘導板付き
グランドインジ	ST-20N, 30N, 40N, 60N, 80N, 80N	○			○	80	9.4	162.3	○	○	○	
	ST-800	○			○	20~80	6.2	140.5~166.0	○	○	○	*
	スネートジョイント	○			○	20~100	6.2	61.1~129.5	○	○	○	*
M	MMジョイント	○			○	30	6.2	31.5	○	○	○	鉛直伸縮量20mm
	MS-Vジョイント(歩道用)	○			○	20~30	6.2	37.8~39.3	○	○	○	
	ALジョイント	○			○	20~30	4.0	42.3~44.8	○	○	○	
SBI	SBI-40	○			○	40	4.0	40.5	○	○	○	
	SBI-60, 80	○			○	60~80	4.0	53.8~60.1	○	○	○	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場標準適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 造 社 名	伸 縮 装 置	【 用 途 範 疇 】				【 構 造 関 係 】				特 殊 注 意 事 項	備 考	
		歩 道 道 路	環 境 対 応	設 置 方 向	遊 歩 道 形 状	伸 縮 量	伸 縮 体 積	分 類	形 式			
アール	ユースジョイント	○	○	○	○	50~120	14.9~16.2	62.0~180.0	○	○	○	
	MF-35, 50-1	○			○	35~50	9.4	39.1~39.6	○	○	○	
	MF-60, 70, 80, 100, 120, 135-1	○			○	60~135	9.4	34.0~80.7	○	○	○	
S&S	RMSジョイント	○	○	○	○	20~80	6.24	66.70~164.8	○	○	○	誘導板別途
	RMSI-200, 300, 400, RMSII-300A	○			○	20~80	6.24	66.70~164.8	○	○	○	二重土木構造物に適用可能
	RMA-40, 60, 80, 100, 140	○	○	○	○	60~160	14.17~29.39	67.6~169.14	○	○	○	誘導板別途
シーベック	シーベックジョイント	○			○	60~160	14.17~29.39	61.20~174.98	○	○	○	二重土木構造物に適用可能
	SP-60MA, 80MA, 110MA, 140MA	○			○	60~160	12.86~14.36	61.36~151.92	○	○	○	
	TR-50	○			○	50	1.99	13.96	○	○	○	
S&M	SS-20V, 30V	○			○	20~30	6.2	35.0~56.5	○	○	○	
	SS-40V	○			○	40	6.2	67.5	○	○	○	
	STジョイント	○			○	20~80	6.2~9.4	64.2~156.5	○	○	○	誘導板付き
グランドインジ	ST-20N, 30N, 40N, 60N, 80N, 80N	○			○	80	9.4	162.3	○	○	○	
	ST-800	○			○	20~80	6.2	140.5~166.0	○	○	○	*
	スネートジョイント	○			○	20~100	6.2	61.1~129.5	○	○	○	*
M	MMジョイント	○			○	30	6.2	31.5	○	○	○	鉛直伸縮量20mm
	MS-Vジョイント(歩道用)	○			○	20~30	6.2	37.8~39.3	○	○	○	
	ALジョイント	○			○	20~30	4.0	42.3~44.8	○	○	○	
SBI	SBI-40	○			○	40	4.0	40.5	○	○	○	
	SBI-60, 80	○			○	60~80	4.0	53.8~60.1	○	○	○	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

語句の削除、変更

積算上の注意事項

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 社 名	伸 縮 装 置		歩 車 道		積 雪 地 帯 対 応	設 置 方 向	設 置 部 位	伸 縮 量 (mm)	伸 縮 機 構 重 量 (kg/m)	本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類	本 体 材 質	本 体 接 合 部 材	本 体 接 合 部 材 重 量	特 注 要 求	
	名 称	型 番	歩 車 道 用	歩 車 道 用 型 号												
中 外 道 路	タニタダイアゴナルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	4.0	83~110	○	○	○	○	○	継ぎ足別添
	スーパーダイアゴナルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	90~120	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	12.0	95~160	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	12.0	95~160	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
橋梁付属	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	継ぎ足別添
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 社 名	伸 縮 装 置		歩 車 道		積 雪 地 帯 対 応	設 置 方 向	設 置 部 位	伸 縮 量 (mm)	伸 縮 機 構 重 量 (kg/m)	本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類	本 体 材 質	本 体 接 合 部 材	本 体 接 合 部 材 重 量	特 注 要 求	
	名 称	型 番	歩 車 道 用	歩 車 道 用 型 号												
中 外 道 路	タニタダイアゴナルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	4.0	83~110	○	○	○	○	○	継ぎ足別添
	スーパーダイアゴナルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	90~120	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	12.0	95~160	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	12.0	95~160	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2~12.0	50~70	○	○	○	○	○	#
橋梁付属	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	継ぎ足別添
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
	メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#
メタルジョイント	20-20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85	○	○	○	○	○	20~250	6.2	47~48	○	○	○	○	○	#	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

語句の削除、変更

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改 正 現 行	
------	------	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

<参考資料> ◆市場標準適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置		【用途】		【構造】		【規格】		【性能】		備 考		
	名 称	型 番	歩 道 区 分	積 雪 地 帯 対 応	設 置 方 向	近 閉 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	容 積 重 量 (kg/1.8m)	分 類			
日本橋建	プロフジョイント	N型 20,25,35,50,60	○	○	○	○	20~60	3.98	59.0~91.5	○	○		
		SP型20, 40, 60, 100	○	○	○	○	20~100	5.97~9.25	81.7~164.5	○	○	踏車走行可	
		U型 20,25,35,50,60	○	○	○	○	20~60	3.98	59.0~102.2	○	○		
		U型20(副グレーダー用)	○	○	○	○	20~60	3.98	57.0~102.2	○	○		
		SP型50, 40, 60	○	○	○	○	20~60	5.97~9.25	88.5~133.6	○	○	+	
		E-Pジョイント	E-P型30	○	○	○	○	30	1.99	31.5	○	○	
		トランスフレックスジョイント	TF-S, TF-S50	○	○	○	○	35~40	8.4	22.0~39.1	○	○	
		S-Pジョイント	20S, 30S, 40S, 70S, 80S	○	○	○	○	20~80	6.2	52.8~133.2	○	○	踏車走行可
		CWジョイント	20S, 30S, 40S, 50S, 60S	○	○	○	○	20~60	6.2	51.3~111.6	○	○	
		APジョイント	50, 70, 100, 160	○	○	○	○	50~160	2.9	19.3~31.7	○	○	踏車走行可
エニオン	トランスフレックスジョイント	Na35, 45, 50	○	○	○	○	35~50	13.0	32.0~49.0	○	○	踏車走行可	
		Na60, 70, 80	○	○	○	○	60~80	13.0	62.0~87.0	○	○	+	
		Na100	○	○	○	○	100	14.0	155.0	○	○	+	
日本橋建	ダイヤワリジョイント	K-40	○	○	○	○	40	9.6	44.1	○	○	踏車走行可	
		K-40T	○	○	○	○	○	9.6	44.1	○	○	踏車走行可	
		K-50T, 80T	○	○	○	○	○	8.9	80.9~93.1	○	○	踏車走行可	
		K-50, 80, 110	○	○	○	○	50~100	6.9~17.1	89.2~182.7	○	○	踏車走行可	
		E-80	○	○	○	○	80	25.0	117.0	○	○	踏車走行可, 踏車走行可	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

<参考資料> ◆市場標準適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置		【用途】		【構造】		【規格】		【性能】		備 考		
	名 称	型 番	歩 道 区 分	積 雪 地 帯 対 応	設 置 方 向	近 閉 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	容 積 重 量 (kg/1.8m)	分 類			
日本橋建	プロフジョイント	N型 20,25,35,50,60	○	○	○	○	20~60	3.98	59.0~91.5	○	○		
		SP型20, 40, 60, 100	○	○	○	○	20~100	5.97~9.25	81.7~164.5	○	○	踏車走行可	
		U型 20,25,35,50,60	○	○	○	○	20~60	3.98	59.0~102.2	○	○		
		U型20(副グレーダー用)	○	○	○	○	20~60	3.98	57.0~102.2	○	○		
		SP型50, 40, 60	○	○	○	○	20~60	5.97~9.25	88.5~133.6	○	○	+	
		E-Pジョイント	E-P型30	○	○	○	○	30	1.99	31.5	○	○	
		トランスフレックスジョイント	TF-S, TF-S50	○	○	○	○	35~40	8.4	22.0~39.1	○	○	
		S-Pジョイント	20S, 30S, 40S, 70S, 80S	○	○	○	○	20~80	6.2	52.8~133.2	○	○	踏車走行可
		CWジョイント	20S, 30S, 40S, 50S, 60S	○	○	○	○	20~60	6.2	51.3~111.6	○	○	
		APジョイント	50, 70, 100, 160	○	○	○	○	50~160	2.9	19.3~31.7	○	○	踏車走行可
エニオン	トランスフレックスジョイント	Na35, 45, 50	○	○	○	○	35~50	13.0	32.0~49.0	○	○	踏車走行可	
		Na60, 70, 80	○	○	○	○	60~80	13.0	62.0~87.0	○	○	+	
		Na100	○	○	○	○	100	14.0	155.0	○	○	+	
日本橋建	ダイヤワリジョイント	K-40	○	○	○	○	40	9.6	44.1	○	○	踏車走行可	
		K-40T	○	○	○	○	○	9.6	44.1	○	○	踏車走行可	
		K-50T, 80T	○	○	○	○	○	8.9	80.9~93.1	○	○	踏車走行可	
		K-50, 80, 110	○	○	○	○	50~100	6.9~17.1	89.2~182.7	○	○	踏車走行可	
		E-80	○	○	○	○	80	25.0	117.0	○	○	踏車走行可, 踏車走行可	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。



記載の追加

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行	
現	行	改	正
備 考			
積算上の注意事項			

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【構造関係】										備 考	
		歩道 用	歩道 断面 方向	設置 断面 方向	製品取 付部位	新設 施工法	伸縮 係数 (mm)	非排 水 構造 (kg/m)	補強 鉄筋 重量	材 料 区 分			
										種 類	標準断面寸法		
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○	○	○	○	30.0	○		RTソレホド	500	75	
山 主	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○	40.0	○		DS合材	400	75	表層材:表面軟布骨材
東京ファブリック工業	インナージョイント	○	○	○	○	○	30(±15)	○		ポリド-樹脂	500	75	
ヒートロック工業	シームレスジョイントS-J-M	○	○	○	○	○	50.0	○	5.4	フラスク	400(400)	120(40)	選間 60mm 超え不可
メンテナス九州	シームレスジョイントS-J-P	○	○	○	○	○	50.0	○	5.4	フラスク	400(400)	40(40)	選間 60mm 超え不可
メンテナス九州	MMジョイント	○	○	○	○	○	40	○		リリタ502	500	50	
横濱ゴム	ゾーマジョイント	○	○	○	○	○	50.0	○			500	75	

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。
※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【構造関係】										備 考	
		歩道 用	歩道 断面 方向	設置 断面 方向	製品取 付部位	新設 施工法	伸縮 係数 (mm)	非排 水 構造 (kg/m)	補強 鉄筋 重量	材 料 区 分			
										種 類	標準断面寸法		
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○	○	○	○	30.0	○		RTソレホド	500	75	
山 主	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○	40.0	○		DS合材	400	75	表層材:表面軟布骨材
東京ファブリック工業	インナージョイント	○	○	○	○	○	30(±15)	○		ポリド-樹脂	500	75	
ヒートロック工業	シームレスジョイントS-J-M	○	○	○	○	○	50.0	○	5.4	フラスク	400(400)	120(40)	選間 60mm 超え不可
メンテナス九州	シームレスジョイントS-J-P	○	○	○	○	○	50.0	○	5.4	フラスク	400(400)	40(40)	選間 60mm 超え不可
メンテナス九州	MMジョイント	○	○	○	○	○	40	○		リリタ502	500	50	
横濱ゴム	ゾーマジョイント	○	○	○	○	○	50.0	○			500	75	

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。
※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

記載の変更、追加

工 種	薄層カラー舗装工
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行																																
現 行		改 正																																
<p>2-2 市場単価規格・仕様 薄層カラー舗装工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p>表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格・仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">樹 脂 モ ル タ ル 舗 装 工</td> <td>厚6mm以下</td> <td rowspan="12">nf</td> </tr> <tr> <td>厚6mm超え8mm以下</td> </tr> <tr> <td>厚8mm超え10mm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">景 観 透 水 性 舗 装 工</td> <td>厚10mm以下</td> </tr> <tr> <td>厚10mm超え15mm以下</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工</td> <td>RPN-101</td> </tr> <tr> <td>RPN-102</td> </tr> <tr> <td>RPN-103</td> </tr> <tr> <td>RPN-104</td> </tr> <tr> <td>RPN-201</td> </tr> <tr> <td>RPN-202</td> </tr> <tr> <td>RPN-203</td> </tr> <tr> <td>RPN-204</td> </tr> <tr> <td>RPN-301</td> </tr> <tr> <td>RPN-302</td> </tr> <tr> <td>RPN-303</td> </tr> <tr> <td>RPN-304</td> </tr> <tr> <td>RPN-401</td> </tr> <tr> <td>RPN-402</td> </tr> <tr> <td>RPN-501</td> </tr> <tr> <td>RPN-502</td> </tr> <tr> <td>RPN-601</td> </tr> <tr> <td>RPN-602</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	規 格・仕 様	単 位	樹 脂 モ ル タ ル 舗 装 工	厚6mm以下	nf	厚6mm超え8mm以下	厚8mm超え10mm以下	景 観 透 水 性 舗 装 工	厚10mm以下	厚10mm超え15mm以下		樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工	RPN-101	RPN-102	RPN-103	RPN-104	RPN-201	RPN-202	RPN-203	RPN-204	RPN-301	RPN-302	RPN-303	RPN-304	RPN-401	RPN-402	RPN-501	RPN-502	RPN-601	RPN-602	<p>現行どおり</p>	
区 分	規 格・仕 様	単 位																																
樹 脂 モ ル タ ル 舗 装 工	厚6mm以下	nf																																
	厚6mm超え8mm以下																																	
	厚8mm超え10mm以下																																	
景 観 透 水 性 舗 装 工	厚10mm以下																																	
	厚10mm超え15mm以下																																	
樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工	RPN-101																																	
	RPN-102																																	
	RPN-103																																	
	RPN-104																																	
	RPN-201																																	
	RPN-202																																	
	RPN-203																																	
	RPN-204																																	
	RPN-301																																	
	RPN-302																																	
	RPN-303																																	
	RPN-304																																	
RPN-401																																		
RPN-402																																		
RPN-501																																		
RPN-502																																		
RPN-601																																		
RPN-602																																		
<p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.2 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 格・仕 様</th> <th>適 用 基 準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="3">全体数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工規模 1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合 通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td rowspan="7">対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業 通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> <tr> <td>階段ステップ部(踊り場を含む)</td> <td>K₃</td> </tr> <tr> <td>既設アスファルト舗装面の施工</td> <td>K₄</td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装面の施工</td> <td>K₅</td> </tr> <tr> <td>トップコート無しの場合</td> <td>K₆</td> </tr> <tr> <td>施工幅員が1.0m以下の場合</td> <td>K₇</td> </tr> </tbody> </table>		規 格・仕 様	適 用 基 準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体数量	施工規模 1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	S ₂	補正係数	時間的制約を受ける場合 通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	夜間作業 通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	階段ステップ部(踊り場を含む)	K ₃	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	コンクリート舗装面の施工	K ₅	トップコート無しの場合	K ₆	施工幅員が1.0m以下の場合	K ₇	<p>記載頁の移動</p> <p>次頁へ移動</p>					
規 格・仕 様	適 用 基 準	記号	備考																															
加算率	標準	S ₀	全体数量																															
	施工規模 1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁																																
		S ₂																																
補正係数	時間的制約を受ける場合 通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																															
	夜間作業 通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																
	階段ステップ部(踊り場を含む)	K ₃																																
	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄																																
	コンクリート舗装面の施工	K ₅																																
	トップコート無しの場合	K ₆																																
	施工幅員が1.0m以下の場合	K ₇																																
積算上の注意事項																																		

VI-2-⑦-2

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																																
現 行	改 正	備 考																																																																																																																																
<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表2.3 加算率・補正係数の数値</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th>樹脂モルタル舗装工</th> <th>景観透水性舗装工</th> <th>樹脂系すべり止め舗装工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S₀</td> <td>(50㎡以上) 0%</td> <td>(50㎡以上) 0%</td> <td>(100㎡以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(50㎡未満)</td> <td>(50㎡未満) 20%</td> <td>(100㎡未満) 20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">補正係数</td> <td>K₁</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>K₂</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>K₃</td> <td>1.25</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>K₄</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>K₅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>K₆</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>K₇</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 薄層カラー舗装工の施工規模は、樹脂モルタル舗装工、景観透水性舗装工、樹脂系すべり止め舗装工それぞれ1工事の全体数量で判定する。 ただし、樹脂系すべり止め舗装工の施工規模は、幅員が狭い場合などにより、一日当たりの施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>2. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。</p> <p>3. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)は適用可能とする。</p> <p>4. 既設アスファルト舗装面の施工(K₄)の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注)×設計数量 (注)設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×……×K_n)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 共通事項 1) 各区分の工法は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.1 工法の内容</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>目 地 模 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂モルタル舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。</td> </tr> <tr> <td>景観透水性舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用し、モルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。</td> </tr> <tr> <td>樹脂系すべり止め舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	記号	樹脂モルタル舗装工	景観透水性舗装工	樹脂系すべり止め舗装工	S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%	S ₁	(50㎡未満)	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%		補正係数	K ₁	1.05	1.05	1.05	K ₂	1.10	1.10	1.10	K ₃	1.25	—	—	K ₄	—	—	0.90	K ₅	—	—	1.10	K ₆	—	—	0.90	K ₇	—	—	1.20	区 分	目 地 模 様	樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。	景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用し、モルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。	樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。	<p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表2.2 加算率・補正係数の適用基準</caption> <thead> <tr> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>適 用 基 準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施工規模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="2">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 階段ステップ部(踊り場を含む)</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₃</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>既設アスファルト舗装面の施工</td> <td>K₄</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 コンクリート舗装面の施工</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>トップコート無しの場合</td> <td>K₆</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 施工幅員が0.5m超1.0m以下の場合</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₇</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>施工幅員が0.5m以下の場合</td> <td>K₈</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表2.3 加算率・補正係数の数値</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th>樹脂モルタル舗装工</th> <th>景観透水性舗装工</th> <th>樹脂系すべり止め舗装工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S₀</td> <td>(50㎡以上) 0%</td> <td>(50㎡以上) 0%</td> <td>(100㎡以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(50㎡未満)</td> <td>(50㎡未満) 20%</td> <td>(100㎡未満) 20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">補正係数</td> <td>K₁</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>K₂</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>K₃</td> <td>1.25</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>K₄</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>K₅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>K₆</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>K₇</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 薄層カラー舗装工の施工規模は、樹脂モルタル舗装工、景観透水性舗装工、樹脂系すべり止め舗装工それぞれ1工事の全体数量で判定する。 ただし、樹脂系すべり止め舗装工の施工規模は、幅員が狭い場合などにより、一日当たりの施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。</p>	規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備考	加算率 施工規模	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様単価を率で加算する。	S ₁	補正係数 時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	補正係数 階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	補正係数 コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象数量	トップコート無しの場合	K ₆	補正係数 施工幅員が0.5m超1.0m以下の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象数量	施工幅員が0.5m以下の場合	K ₈	区 分	記号	樹脂モルタル舗装工	景観透水性舗装工	樹脂系すべり止め舗装工	S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%	S ₁	(50㎡未満)	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%		補正係数	K ₁	1.05	1.05	1.05	K ₂	1.10	1.10	1.10	K ₃	1.25	—	—	K ₄	—	—	0.90	K ₅	—	—	1.10	K ₆	—	—	0.90	K ₇	—	—	1.20	<p>記載の変更 (改定に伴う)</p>
区 分			記号	樹脂モルタル舗装工	景観透水性舗装工	樹脂系すべり止め舗装工																																																																																																																												
	S ₀	(50㎡以上) 0%		(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%																																																																																																																													
S ₁	(50㎡未満)	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%																																																																																																																															
補正係数	K ₁	1.05	1.05	1.05																																																																																																																														
	K ₂	1.10	1.10	1.10																																																																																																																														
	K ₃	1.25	—	—																																																																																																																														
	K ₄	—	—	0.90																																																																																																																														
	K ₅	—	—	1.10																																																																																																																														
	K ₆	—	—	0.90																																																																																																																														
	K ₇	—	—	1.20																																																																																																																														
区 分	目 地 模 様																																																																																																																																	
樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。																																																																																																																																	
景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用し、モルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。																																																																																																																																	
樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。																																																																																																																																	
規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備考																																																																																																																															
加算率 施工規模	標準	S ₀	全体数量																																																																																																																															
	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様単価を率で加算する。	S ₁																																																																																																																																
補正係数 時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																																																																																																															
	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																																																																																																																
補正係数 階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量																																																																																																																															
	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄																																																																																																																																
補正係数 コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象数量																																																																																																																															
	トップコート無しの場合	K ₆																																																																																																																																
補正係数 施工幅員が0.5m超1.0m以下の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象数量																																																																																																																															
	施工幅員が0.5m以下の場合	K ₈																																																																																																																																
区 分	記号	樹脂モルタル舗装工	景観透水性舗装工	樹脂系すべり止め舗装工																																																																																																																														
		S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%																																																																																																																													
S ₁	(50㎡未満)	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%																																																																																																																															
補正係数	K ₁	1.05	1.05	1.05																																																																																																																														
	K ₂	1.10	1.10	1.10																																																																																																																														
	K ₃	1.25	—	—																																																																																																																														
	K ₄	—	—	0.90																																																																																																																														
	K ₅	—	—	1.10																																																																																																																														
	K ₆	—	—	0.90																																																																																																																														
	K ₇	—	—	1.20																																																																																																																														
積算上の注意事項	VI-2-⑦-3																																																																																																																																	

工 種	薄層カラー舗装工
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																																																																																														
	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p style="text-align: center;">前頁から移動</p> <p>2) 下地は標準状態とし、はつり、サンダー掛け、鏝落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は、別途計上する。(下地処理とは、施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。)</p> <p>3) 斜路部の施工は、階段ステップ部の補正を適用しない。</p> <p>(2) 樹脂系すべり止め舗装工</p> <p>1) 規格・仕様の内容は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 規格・仕様の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>施 工 面</th> <th>内 容</th> <th>トップコート の有 無</th> <th>仕上げ区分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工</td> <td>R P N-101</td> <td>車道</td> <td>密粒アスファルト面(新設)</td> <td>黒</td> <td>無</td> <td>全面施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R P N-102</td> <td>車道</td> <td>排水性アスファルト面(新設)</td> <td>黒</td> <td>無</td> <td>全面施工</td> <td>排水機能なし</td> </tr> <tr> <td>R P N-103</td> <td>車道</td> <td>密粒アスファルト面(新設)</td> <td>黒</td> <td>無</td> <td>ゼブラ施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R P N-104</td> <td>車道</td> <td>排水性アスファルト面(新設)</td> <td>黒</td> <td>無</td> <td>ゼブラ施工</td> <td>排水機能なし</td> </tr> <tr> <td>R P N-201</td> <td>車道</td> <td>密粒アスファルト面(新設)</td> <td>炭化珪素 質(キタキ)</td> <td>無</td> <td>全面施工</td> <td>カキキキを含む</td> </tr> <tr> <td>R P N-202</td> <td>車道</td> <td>排水性アスファルト面(新設)</td> <td>炭化珪素 質(キタキ)</td> <td>無</td> <td>全面施工</td> <td>カキキキを含む 排水機能なし</td> </tr> <tr> <td>R P N-203</td> <td>車道</td> <td>密粒アスファルト面(新設)</td> <td>炭化珪素 質(キタキ)</td> <td>無</td> <td>ゼブラ施工</td> <td>カキキキを含む</td> </tr> <tr> <td>R P N-204</td> <td>車道</td> <td>排水性アスファルト面(新設)</td> <td>炭化珪素 質(キタキ)</td> <td>無</td> <td>ゼブラ施工</td> <td>カキキキを含む 排水機能なし</td> </tr> <tr> <td>R P N-301</td> <td>車道</td> <td>密粒アスファルト面(新設)</td> <td>カクツツ</td> <td>有</td> <td>全面施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R P N-302</td> <td>車道</td> <td>排水性アスファルト面(新設)</td> <td>カクツツ</td> <td>有</td> <td>全面施工</td> <td>排水機能なし</td> </tr> <tr> <td>R P N-303</td> <td>車道</td> <td>密粒アスファルト面(新設)</td> <td>カクツツ</td> <td>有</td> <td>ゼブラ施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R P N-304</td> <td>車道</td> <td>排水性アスファルト面(新設)</td> <td>カクツツ</td> <td>有</td> <td>ゼブラ施工</td> <td>排水機能なし</td> </tr> <tr> <td>R P N-401</td> <td>車道, E T C</td> <td>密粒アスファルト面(新設)</td> <td>カクツツ</td> <td>有</td> <td>Wゼブラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R P N-402</td> <td>車道, E T C</td> <td>排水性アスファルト面(新設)</td> <td>カクツツ</td> <td>有</td> <td>Wゼブラ</td> <td>排水機能なし</td> </tr> <tr> <td>R P N-501</td> <td>歩道, 自転車道</td> <td>密粒アスファルト面(新設)</td> <td>カクツツ</td> <td>有</td> <td>全面施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R P N-502</td> <td>歩道, 自転車道</td> <td>透水性アスファルト面(新設)</td> <td>カクツツ</td> <td>有</td> <td>全面施工</td> <td>透水性なし</td> </tr> <tr> <td>R P N-601</td> <td>車道</td> <td>排水性アスファルト面(新設)</td> <td>排水性 シート</td> <td>有</td> <td>全面施工</td> <td>排水機能あり</td> </tr> <tr> <td>R P N-602</td> <td>車道</td> <td>排水性アスファルト面(新設)</td> <td>排水性 シート</td> <td>有</td> <td>ゼブラ施工</td> <td>排水機能あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 任意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑦-4</p>	区分	規格・仕様	施 工 面	内 容	トップコート の有 無	仕上げ区分	備 考	樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工	R P N-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工		R P N-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	排水機能なし	R P N-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工		R P N-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	排水機能なし	R P N-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キタキ)	無	全面施工	カキキキを含む	R P N-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キタキ)	無	全面施工	カキキキを含む 排水機能なし	R P N-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キタキ)	無	ゼブラ施工	カキキキを含む	R P N-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キタキ)	無	ゼブラ施工	カキキキを含む 排水機能なし	R P N-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カクツツ	有	全面施工		R P N-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カクツツ	有	全面施工	排水機能なし	R P N-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カクツツ	有	ゼブラ施工		R P N-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カクツツ	有	ゼブラ施工	排水機能なし	R P N-401	車道, E T C	密粒アスファルト面(新設)	カクツツ	有	Wゼブラ		R P N-402	車道, E T C	排水性アスファルト面(新設)	カクツツ	有	Wゼブラ	排水機能なし	R P N-501	歩道, 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カクツツ	有	全面施工		R P N-502	歩道, 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カクツツ	有	全面施工	透水性なし	R P N-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 シート	有	全面施工	排水機能あり	R P N-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 シート	有	ゼブラ施工	排水機能あり	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">現 行</p> <p>の施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>2. 施工規模加算率 (S_i) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K_i) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。</p> <p>3. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K_i) は適用可能とする。</p> <p>4. 既設アスファルト舗装面の施工 (K_i) の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注)×設計数量 (注)設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×……×K_n)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>1) 各区分の工法は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 工法の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>目 地 模 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂モルタル 舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。</td> </tr> <tr> <td>景観透水性 舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。</td> </tr> <tr> <td>樹脂系すべり 止め舗装工</td> <td>樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 下地は標準状態とし、はつり、サンダー掛け、鏝落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は、別途計上する。(下地処理とは、施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。)</p> <p>3) 斜路部の施工は、階段ステップ部の補正を適用しない。</p> <p style="text-align: center;">次頁へ移動</p>	区 分	目 地 模 様	樹脂モルタル 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。	景観透水性 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。	樹脂系すべり 止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。	記載頁の移動
区分	規格・仕様	施 工 面	内 容	トップコート の有 無	仕上げ区分	備 考																																																																																																																																											
樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工	R P N-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工																																																																																																																																											
	R P N-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	排水機能なし																																																																																																																																										
	R P N-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工																																																																																																																																											
	R P N-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	排水機能なし																																																																																																																																										
	R P N-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キタキ)	無	全面施工	カキキキを含む																																																																																																																																										
	R P N-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キタキ)	無	全面施工	カキキキを含む 排水機能なし																																																																																																																																										
	R P N-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キタキ)	無	ゼブラ施工	カキキキを含む																																																																																																																																										
	R P N-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キタキ)	無	ゼブラ施工	カキキキを含む 排水機能なし																																																																																																																																										
	R P N-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カクツツ	有	全面施工																																																																																																																																											
	R P N-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カクツツ	有	全面施工	排水機能なし																																																																																																																																										
	R P N-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カクツツ	有	ゼブラ施工																																																																																																																																											
	R P N-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カクツツ	有	ゼブラ施工	排水機能なし																																																																																																																																										
	R P N-401	車道, E T C	密粒アスファルト面(新設)	カクツツ	有	Wゼブラ																																																																																																																																											
	R P N-402	車道, E T C	排水性アスファルト面(新設)	カクツツ	有	Wゼブラ	排水機能なし																																																																																																																																										
R P N-501	歩道, 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カクツツ	有	全面施工																																																																																																																																												
R P N-502	歩道, 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カクツツ	有	全面施工	透水性なし																																																																																																																																											
R P N-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 シート	有	全面施工	排水機能あり																																																																																																																																											
R P N-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 シート	有	ゼブラ施工	排水機能あり																																																																																																																																											
区 分	目 地 模 様																																																																																																																																																
樹脂モルタル 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。																																																																																																																																																
景観透水性 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。																																																																																																																																																
樹脂系すべり 止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。																																																																																																																																																
積算上の注意事項																																																																																																																																																	

工 種	薄層カラー舗装工
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

4. 施工単価入力基準表

(1) 樹脂モルタル舗装工・景観透水性舗装工

施工歩掛コード	SF485	施工単位	㎡			
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	施工区分	規格・仕様	階 ステップ部	施工規模	時間的制約を 受ける場合の 補 正	夜間作業の 補 正
	(表4.1)	(表4.2)	①無 ②有	(表4.3)	①無 ②有	①無 ②有

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で④、⑤を選択することは出来ない。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で①～③を選択することは出来ない。
 3. J 1条件で③を選択した場合は、J 3条件は選択する必要はない。
 4. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。
 5. J 4条件で②を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。

表4.1 施工区分

施 工 区 分	入 力 番 号
樹脂モルタル舗装工	①
景観透水性舗装工	②

表4.2 規格・仕様

規格・仕様	入力番号
厚6mm以下	①
厚6mm 超え8mm以下	②
厚8mm 超え10mm以下	③
厚10mm 以下	④
厚10mm 超え15mm以下	⑤

表4.3 施工規模

施 工 規 模	入 力 番 号
50㎡以上(標準)	①
50㎡未満	②

前頁から移動

(2) 樹脂系すべり止め舗装工

1) 規格・仕様の内容は、次のとおりとする。

表3.2 規格・仕様の内容

区分	規格・仕様	施 工 面	内 容	トップコートの有無	仕上げ区分	備 考	
樹脂系すべり止め舗装工	RPN-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	
	RPN-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	排水機能なし
	RPN-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	
	RPN-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	排水機能なし
	RPN-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	全面施工	キラキラを含む
	RPN-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	全面施工	キラキラを含む 排水機能なし
	RPN-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	キラキラを含む
	RPN-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	キラキラを含む 排水機能なし
	RPN-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	
	RPN-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	排水機能なし
	RPN-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工	
	RPN-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工	排水機能なし
	RPN-401	車道, E T C	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ	
	RPN-402	車道, E T C	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ	排水機能なし
RPN-501	歩道, 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工		
RPN-502	歩道, 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	透水性なし	
RPN-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性ニート	有	全面施工	排水機能あり	
RPN-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性ニート	有	ゼブラ施工	排水機能あり	

(3) 随意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

次頁へ移動

記載頁の移動

VI-2-⑦-5

積算上の注意事項

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

前頁から移動

(2) 樹脂系サベリ止め舗装工

施工歩掛コード	SF489	施工単位	㎡				
施工区分	入 力 条 件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各種	①車道(ETCレーン含む) ②歩道(路側帯スクールゾーン含む) (表4.4)	規格・仕様 (表4.4)	施工規模 (表4.5)	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有	既設アスファルト舗装面の施工 ①無 ②有	コンクリート舗装面の施工 ①無 ②有

J 8	J 9
トップコートの有無	施工職員の有無
①無 ②有	①1.0m超え ②1.0m以下

(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で④、⑤を選択することは出来ない。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で⑥、⑦以外を選択することは出来ない。
 3. J 2条件で②、④、⑥、⑧、⑩、⑫、⑬、⑭、⑯、⑰、⑱を選択した場合は、J 7条件は①で固定される。
 4. J 2条件で①～③を選択した場合は、J 8条件は選択する必要はない。
 5. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。

表4.4 規格・仕様

規格・仕様	入力番号	規格・仕様	入力番号
RPN-101	①	RPN-302	⑩
RPN-102	②	RPN-303	⑪
RPN-103	③	RPN-304	⑫
RPN-104	④	RPN-401	⑬
RPN-201	⑤	RPN-402	⑭
RPN-202	⑥	RPN-501	⑮
RPN-203	⑦	RPN-502	⑯
RPN-204	⑧	RPN-601	⑰
RPN-301	⑨	RPN-602	⑱

表4.5 施工規模

施工規模	入力番号
100㎡以上(標準)	①
100㎡未満	②

4. 施工単価入力基準表

(1) 樹脂モルタル舗装工・景観透水性舗装工

施工歩掛コード	SF485	施工単位	㎡			
施工区分	入 力 条 件					
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
各種	①車道(ETCレーン含む) ②歩道(路側帯スクールゾーン含む) (表4.1)	規格・仕様 (表4.2)	階 段 ステップ部 ①無 ②有	施工規模 (表4.3)	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有

(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で④、⑤を選択することは出来ない。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で①～③を選択することは出来ない。
 3. J 1条件で②を選択した場合は、J 3条件は選択する必要はない。
 4. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。
 5. J 4条件で②を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。

表4.1 施工区分

施 工 区 分	入力番号
樹脂モルタル舗装工	①
景観透水性舗装工	②

表4.2 規格・仕様

規格・仕様	入力番号
厚6mm以下	①
厚6mm超え8mm以下	②
厚8mm超え10mm以下	③
厚10mm以下	④
厚10mm超え15mm以下	⑤

表4.3 施工規模

施 工 規 模	入力番号
50㎡以上(標準)	①
50㎡未満	②

記載頁の移動

次頁へ移動

VI-2-⑦-6

積算上の注意事項

工 種	薄層カラー舗装工
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																								
現行	前頁から移動	改正	備考																																																																																							
現行なし		<p>(2) 樹脂系すべり止め舗装工</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF489</td> <td>施工単位</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="7">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> <td>J 7</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>規格・仕様</td> <td>施工規模</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正</td> <td>夜間作業の補正</td> <td>既設アスファルト舗装面の施工</td> <td>コンクリート舗装面の施工</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①車道(ETCレーン含む) ②歩道(路側帯スクールゾーン含む)</td> <td>(表4.4)</td> <td>(表4.5)</td> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②有</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>J 8</td> <td>J 9</td> </tr> <tr> <td>トップコートの有無</td> <td>施工幅員</td> </tr> <tr> <td>①無 ②有</td> <td>①1.0m超え(標準) ②0.5m超え1.0m以下 ③0.5m以下</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で⑬、⑭を選択することは出来ない。 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で⑬、⑭以外を選択することは出来ない。 3. J 2条件で②、④、⑥、⑧、⑩、⑫、⑭、⑯、⑰、⑱を選択した場合は、J 7条件は①で固定される。 4. J 2条件で①～③を選択した場合は、J 8条件は選択する必要はない。 5. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。</p> <p>表4.4 規格・仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>入力番号</th> <th>規格・仕様</th> <th>入力番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RPN-101</td> <td>①</td> <td>RPN-302</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>RPN-102</td> <td>②</td> <td>RPN-303</td> <td>⑪</td> </tr> <tr> <td>RPN-103</td> <td>③</td> <td>RPN-304</td> <td>⑫</td> </tr> <tr> <td>RPN-104</td> <td>④</td> <td>RPN-401</td> <td>⑬</td> </tr> <tr> <td>RPN-201</td> <td>⑤</td> <td>RPN-402</td> <td>⑭</td> </tr> <tr> <td>RPN-202</td> <td>⑥</td> <td>RPN-501</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>RPN-203</td> <td>⑦</td> <td>RPN-502</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>RPN-204</td> <td>⑧</td> <td>RPN-601</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>RPN-301</td> <td>⑨</td> <td>RPN-602</td> <td>⑱</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4.5 施工規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工規模</th> <th>入力番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100㎡以上(標準)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>100㎡未満</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	施工歩掛コード	SF489	施工単位	㎡	施工区分	入 力 条 件							各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	施工区分	規格・仕様	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業の補正	既設アスファルト舗装面の施工	コンクリート舗装面の施工		①車道(ETCレーン含む) ②歩道(路側帯スクールゾーン含む)	(表4.4)	(表4.5)	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	J 8	J 9	トップコートの有無	施工幅員	①無 ②有	①1.0m超え(標準) ②0.5m超え1.0m以下 ③0.5m以下	規格・仕様	入力番号	規格・仕様	入力番号	RPN-101	①	RPN-302	⑩	RPN-102	②	RPN-303	⑪	RPN-103	③	RPN-304	⑫	RPN-104	④	RPN-401	⑬	RPN-201	⑤	RPN-402	⑭	RPN-202	⑥	RPN-501	⑮	RPN-203	⑦	RPN-502	⑯	RPN-204	⑧	RPN-601	⑰	RPN-301	⑨	RPN-602	⑱	施工規模	入力番号	100㎡以上(標準)	①	100㎡未満	②	記載の変更 (改定に伴う)
施工歩掛コード	SF489	施工単位	㎡																																																																																							
施工区分	入 力 条 件																																																																																									
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7																																																																																			
	施工区分	規格・仕様	施工規模	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業の補正	既設アスファルト舗装面の施工	コンクリート舗装面の施工																																																																																			
	①車道(ETCレーン含む) ②歩道(路側帯スクールゾーン含む)	(表4.4)	(表4.5)	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有																																																																																			
J 8	J 9																																																																																									
トップコートの有無	施工幅員																																																																																									
①無 ②有	①1.0m超え(標準) ②0.5m超え1.0m以下 ③0.5m以下																																																																																									
規格・仕様	入力番号	規格・仕様	入力番号																																																																																							
RPN-101	①	RPN-302	⑩																																																																																							
RPN-102	②	RPN-303	⑪																																																																																							
RPN-103	③	RPN-304	⑫																																																																																							
RPN-104	④	RPN-401	⑬																																																																																							
RPN-201	⑤	RPN-402	⑭																																																																																							
RPN-202	⑥	RPN-501	⑮																																																																																							
RPN-203	⑦	RPN-502	⑯																																																																																							
RPN-204	⑧	RPN-601	⑰																																																																																							
RPN-301	⑨	RPN-602	⑱																																																																																							
施工規模	入力番号																																																																																									
100㎡以上(標準)	①																																																																																									
100㎡未満	②																																																																																									
積算上の注意事項																																																																																										

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

表2.3 標識柱設置(片持式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱 設 置 片持式	《材料費》	各種	アンカーボルト含まず	kg
	《設置手間》 基礎別途計上	1基当りの総質量	400kg未満	基
			400kg以上	基

表2.4 標識柱設置(門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱 設 置 門型式	《材料費》	各種	アンカーボルト含まず	kg
	《設置手間》 基礎別途計上	1スパンの長さ	10m未満	基
			10m以上20m未満	基
			20m以上	基

表2.5 標識基礎設置(片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標 識 基礎設置 《材工共》	コンクリート基礎 アンカーボルトの 材料費は別途計上	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満	㎡
			4.0㎡以上6.0㎡未満	㎡
			6.0㎡以上	㎡

表2.6 標識板設置(案内標識・新設・[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位	
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具(クラン プ型ブラケット を除く)を含む	新設	広角プリズム カプセルプリズム・ カプセルレンズ 封入プリズム・ 封入レンズ	1 枚 当 り の 面 積	2.0㎡未満	㎡
					2.0㎡以上	㎡
					2.0㎡未満	㎡
					2.0㎡以上	㎡
					2.0㎡未満	㎡
					2.0㎡以上	㎡

表2.7 標識板設置(案内標識・移設・[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	
標識板設置 (案内標識) 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式	移設	1枚当りの面積	2.0㎡未満	㎡
				2.0㎡以上	㎡

表2.8 標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識板設置 (警戒・規制・指 示・路線番号標識)	《設置手間》 材料費は別途計上	警戒・規制・指示・路線番号標識		基

表2.9 添加式標識板取付金具設置

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
添架式標識板 取付金具設置	《材工共》	信号アーム部に取付け	基	
		照明柱・既設標識柱に取付け	基	
	《設置手間》	歩道橋に取付け(添架式取付金具材料費は別途計上)	基	

(注) 設置する取付金具の基数は、標識板1枚当りの取付金具一式を1基として計上する。
取付金具の数量については、3. 適用にあたっての留意事項(3)、(5)を参照。

VI-2-⑧-4

現行通り

表2.9 添架式標識板取付金具設置

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
添架式標識板 取付金具設置	《材工共》	信号アーム部に取付け	基	
		照明柱・既設標識柱に取付け	基	
	《設置手間》	歩道橋に取付け(添架式取付金具材料費は別途計上)	基	

(注) 設置する取付金具の基数は、標識板1枚当りの取付金具一式を1基として計上する。
取付金具の数量については、3. 適用にあたっての留意事項(3)、(5)を参照。

記載の修正

積算上の注意事項		
----------	--	--